

議事日程（第4号）

平成22年9月22日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

（一般質問通告一覧表）

順位	質問者	質問事項 質問の要旨	質問の相手	備考
5	11番 八代 輝幸	1. 「新しい福祉のあり方」について *うつ病やDV被害、児童虐待被害、高齢者の孤独死や自殺の問題など見えにくい心の病気への対応策について、今後どのような取り組みを考えているのか伺う ①本町または県下における「認知行動療法」医療機関の現状把握について	町長	
		2. 安心と安全のまちづくりについて ①AED（自動体外式除細動器）について、最近では民間企業でも設置しているところが増えている。町内の把握について ②社会基盤の老朽化への備えについて *我がまちの公共施設の50年以上が経過した割合について伺う ③火災対策について *住宅用火災警報器の設置による火災発生の抑制効果をどのように分析されているかについて伺う	町長 教育長	
6	10番 岩崎 信也	1. 南九州大学移転の影響と対策について ①下宿、アパートの現状と対策は ②跡地利用の話し合いは	町長	
		2. インフラ整備について ①地区からの要望と対応は	町長	

順位	質問者	質問事項の要旨	質問の手	備考
7	8番 矢野 友子	1. 女性のがん対策について ①女性特有の子宮頸がんの感染予防ワクチン接種費用の公費助成について計画はないのか ②乳がん、子宮頸がん等の無料検診の考え方を問う	町 長	
		2. 公共下水道事業について *見直しがなされる下水道事業であるが現時点での問題を問う ①検査のあり方 ②使用料について ③事業に対する町の説明について	町 長	
8	3番 池田 堯	1. 尾鈴地区土地改良事業について ①県営事業の開始時期 ②開閉栓方式で事業を行なうのか ③土地改良区は連合方式なのか	町 長	
		2. 口蹄疫について ①家畜改良事業団の種雄牛避難について	町 長	
9	14番 春成 勇	1. 口てい疫について ①発生から現在及び将来に向かってどう対策するのか伺う	町 長	
		2. 第5次高鍋町総合計画について ①将来の交通網の整備はどのように進めていくのか伺う ②農業用水路の改修工事について伺う ③南九大移転後の対策について伺う ④老朽化が進んでいる町営住宅の今後をどう考えているのか伺う ⑤農工商連携による第6次産業について伺う ⑥広域行政の各事業の現状と今後の推進について伺う	町 長	

出席議員（15名）

1番 緒方 直樹君	2番 黒木 正建君
3番 池田 堯君	5番 水町 茂君
7番 柏木 忠典君	8番 矢野 友子君

10番	岩崎	信也君	11番	八代	輝幸君
12番	徳久	信義君	13番	中村	末子君
14番	春成	勇君	15番	永谷	政幸君
16番	時任	伸一君	17番	山本	隆俊君
18番	後藤	隆夫君			

欠席議員（1名）

6番 大庭 隆昭君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長	壱岐 昌敏君	事務局補佐	野中 康弘君
議事調査係長	山下 美穂君		

説明のため出席した者の職氏名

町長	小澤 浩一君	副町長	川野 文明君
教育長	萱嶋 稔君	代表監査委員	黒木 輝幸君
総務課長	間 省二君	政策推進課長	森 弘道君
建設管理課長	芥田 秀則君	農業委員会事務局長	松木 成己君
産業振興課長	長町 信幸君	会計管理者兼会計課長	原田 博樹君
町民生活課長	三浦 敏君	健康福祉課長	井上 敏郎君
税務課長	田中 義基君	上下水道課長	森 俊彦君
教育総務課長	黒水日出夫君	社会教育課長	三嶋 俊宏君

午前10時00分開議

○議長（後藤 隆夫） おはようございます。昨日に引き続き、本日も一般質問を行います。
只今から本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（後藤 隆夫） 日程第1、一般質問を行います。

21日に引き続き、順番に発言を許します。

まず、11番、八代輝幸議員の質問を許します。

○11番（八代 輝幸君） おはようございます。

質問に入ります前に、本県を襲った口蹄疫が、4月20日の感染確認から130日目に終息となりました。家畜約29万頭を失った多くの農家の皆様に心からお見舞いを申し上

げますとともに、一刻も早い畜産王国への復興をお祈り申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1項目は、「新しい福祉のあり方」について、2項目では、安心と安全のまちづくりについて、その中の1点目は、AED（自動体外式除細動器）について、2点目には、社会基盤の老朽化への備えについて、3点目は、火災対策についてお伺いしてまいります。

最初の1項目、「新しい福祉のあり方」についてお伺いしてまいります。

福祉は、社会福祉法第1条の目的、第2条の定義に見られるように、制度としては多数の法律にかかわっております。実に複雑多岐の範囲で、制度の仕組みとして長い間実施されております。例えば生活保護法や児童福祉法に始まり、近年に成立している介護保険法や障害者自立支援法など、私が調べた範囲では相当な数の法律があり多面的に、また横断的に各省庁に機能し、福祉サービスとして国民に利益保護の役割を果たしております。さらに、最近では地域福祉の推進など共助の精神の強化も図られており、市民共同体の色彩を強めております。

さて、このところ、経済や社会構造の変化に相互して、少子高齢化の避けがたい波の中で、施設福祉に比べて在宅福祉に変化の兆しが見えます。すなわち、障害認定もできず、あるいは本人たちや家族だけで苦しむ、いわゆる精神疾患の病気の多発的傾向性であります。つまり、現在の福祉制度のはざまにある人々であります。

一例を挙げてみます。精神的な病であり国民病とも言われているうつ病の問題であります。

厚生労働省が昨年、2009年12月に発表した「うつ病に関する患者調査報告」によりますと、全国の患者数の統計数の推移として、14年前の1996年は、約43万人が、一昨年2008年までの12年間で2.4倍の約104万人と急増しています。さらに、この統計にあらわれない有病者数は約250万人とも推定しており、これは人口の約2%であることから、深刻な実態であります。

この病気によって引きこもり、不登校、更年期障害、自律神経の不調、さらには対人恐怖症や働きたくても働けない、外出もできないという不安感につながり、本人も家族も悩む状況になってまいります。また、発症する原因や病気の形態もさまざまであり、かつ複雑であります。また、これらの精神治療には、薬物療法が主軸のために、現代医学での治療にもある一定の限度があると言われております。

もちろん、この病気を克服した人もいるわけですが、この病気の広がり傾向を見ると、能力を持ちながら、社会でそれが発揮できないことは人材の財産損失と言わざるを得ないのであります。

さらに、労働実態として昨年の4月から12月までのわずか8カ月の間に、これらの精神疾患による労災補償を請求した件数は、新聞報道によりますと857件と報告されています。これは前年比の2割増加であります。

こうした心の病気に対して、メンタルヘルス支援センターの相談窓口や雇用事業主への

対応・協力の呼びかけがあるものの、企業側や行政側にも解決策に有効な対策がないのも現実であります。こうした患者の人たちに福祉の光を当てるには、年金・医療・介護など、従来の社会保障制度の枠組みとは異なる、もう一つの新たな福祉政策の展開が求められていると思うのであります。

我が党は、2008年に、党内に「うつ対策ワーキングチーム」のプロジェクトを立ち上げ、その対策に力を入れています。そして、その対応策として、薬物療法に加え「認知行動療法」との併用の普及を柱とする対策を政府に提言しております。その結果、医療費の支援として、本年度の診療報酬改定に当たっては「認知行動療法」の強化が新設され、健康保険の適用とあわせ、この夏から同療法の実施者を養成する研修も始める予定とのことであります。

しかしながら、これは医療制度の一分野であり、今後福祉面でのサポートが必要であります。そして、この病気に付随した社会的な心の病気では、うつ病やDV（ドメスティックバイオレンス被害）、児童虐待被害、高齢者の孤独死や自殺の問題など、見えにくい心の病気への対応策が新しい福祉の視点として重要と考えます。まさに福祉の光が届きにくい人たちへの公助や共助を含めた新しい福祉について、今申し述べましたうつ病やDV被害、児童虐待被害、高齢者の孤独死や自殺の問題など、見えにくい心の病気への対応策について今後どのような取り組みを考えておられるのか、町長の見解を求めるものであります。

2項目めは、安心と安全のまちづくりについてお伺いしてまいります。

最初の1点目は、AED（自動体外式除細動器）に関する質問でございます。今回でこの件の質問は4回目となりました。総務省消防庁の全国調査によりますと、突然に心肺停止した人を市民が目撃した際に、心臓に電気ショックを与えて救命するAEDを実際に市民が使ったケースは、2008年の1年間で2%にとどまっていることが明らかになりました。

AEDは、2004年から一般市民の使用が可能になりました。そこで、消防庁が全国の消防本部や消防局からデータを集めたところ、2008年に心筋梗塞などで患者が心肺停止した6万3,283件のうち、病院以外の一般市民の前で起きたケースは2万769件、このうちほぼ半数の9,970件で市民により心肺蘇生がなされていましたが、AEDが使われたのは429件で、率にいたしまして2.1%にとどまっていたことが明らかになっております。

この数字は、2005年の46件に比べると10倍近くふえてはおりますが、まだまだAEDの使用率は低いものでございます。厚生労働省の研究班によりますと、AEDの設置台数は2008年12月時点で約20万台、医療機関や消防署以外では市民が使える場所として公的施設や商業施設、マンションなどに約15万台と、年々設置数が急増する一方で、その周知が進まず、使用に不安を抱く人も多いことなどが上げられております。そういったことを考えますと、機器の設置普及もさることながら、実際に使用できる人をふ

やす取り組みが重要であると強く感じるところであります。

只今申し上げましたような全国的な事例やまた取り組み、そういったものを踏まえた上で、以下お伺いいたします。

最近では、民間企業でもAEDを設置しているところがふえておりますが、町内の把握についてお伺いいたします。

この後は発言者席から質問してまいります。1項目めに関連しまして、本町または県下における「認知行動療法」医療機関の現状把握についてお伺いし、2項目めの1点目ではAEDに関する細部の質問を、2点目の社会基盤の老朽化への備えについては、我が町の公共施設の50年以上が経過した割合についてなどをお伺いし、3点目の火災対策についての質問では、住宅用火災警報器の設置による火災発生の抑制効果をどのように分析されているかについてなどをお伺いしてまいります。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） おはようございます。お答えいたします。

まず、見えにくい心の病気の対策についてであります。自殺、うつ病の我が国の状況については、平成10年から12年連続で、毎年3万人を超える方が自殺しており、人口10万人当たりの自殺による死亡率は、欧米の先進諸国と比較して突出して高い水準にあります。また、うつ病の方が急増しており、平成20年には100万人を超える高い水準となっております。

本町の自殺者の推移を見ますと、平成20年から過去10年間の自殺者の総数は48人となっております。50代が最も多く13人、次いで20代、60代が8人となっております。

なお、自殺者の9割以上に精神疾患を認めており、その3割がうつ病と診断されております。

本町の取り組みといたしましては、宮崎県自殺対策行動計画に基づき、平成21年10月に県とみんなの町をみんなでつくろうフォーラムin高鍋町実行委員会主催による「みんなの町をみんなでつくろうフォーラムin高鍋」を開催し、地域における自殺対策について参加者全員で考えていただいたところであります。

現在、この実行委員会が「囲炉裏端会議」として発足して発展し、高鍋町が住み心地のよい地域となることを目的に、さまざまな活動に取り組んでいただいております。

また、本年度は、自殺予防に向けた啓発活動として、町の駅におけるリーフレットの配布、囲炉裏端会議との共催による自殺対策フォーラム及びコンサートを計画しているところであります。

次に、高齢者の孤独死や自殺の問題についてであります。緊急時や非常時の対応といたしましては、緊急通報装置の設置や、昨年度策定いたしました災害時要援護者避難支援計画による体制づくりを進めているところであります。また、日常的には民生委員により見守り活動をしていただくとともに、地域住民等から通報がありましたら地域包括支援センター等により対応しているところであります。

次に、DV被害につきましては、女性相談所、男女共同参画センター、警察署等と連携して相談体制を整えるとともに、教育・啓発活動を実施しております。

次に、児童虐待被害につきましては、虐待を受けた児童などに対する市町村の体制強化を固めるため、関係機関が連携を図り、児童虐待等への対応を行う高鍋町要保護児童対策地域協議会を設置し、相談体制を整えるとともに、教育・啓発活動を実施しております。

これらの見えにくい心の病気の対応策につきましては、今後とも教育、啓発活動を引き続き実施するとともに、関係機関・団体と連携を図り、各種施策の検証を行い、さらに実効性のある方策を検討してまいりたいと考えております。

また、地域住民と福祉関係事業者、福祉関係活動者、行政などが協働して支え合えるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、AEDの設置状況についてであります。救急救命機器としての効果が高いAEDは、最近では民間の会社においても設置されている状況にあります。21年度調査時点の設置状況につきましては、公共・公立学校施設に14箇所、公益施設・病院等に11箇所、私立学校等に4箇所、民間に4箇所設置されており、計33箇所となっております。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 11番、八代輝幸議員。

○11番（八代 輝幸君） 1項目めの「新しい福祉のあり方」についての最後の質問をいたします。

本町または県下における「認知行動療法」医療機関の現状把握についてお伺いします。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 「認知行動療法」、私も不勉強で、初めてこの療法について認識をいたしたところでございますが、これまでの心療内科的療法、いわゆる対処療法と違って、この「認知行動療法」は新しくクローズアップされてきて、基本的なところから治療していこうという療法だそうですが、この県内の状況でございますけれども、県の精神保健福祉センターによりますと、県内では現在のところ、この「認知行動療法」での診療報酬請求、保険適用になっているようでございますが、診療報酬請求はなされていない。それからまた、この「認知行動療法」を標榜している医療機関も現在のところないというふうにお伺いをいたしております。

○議長（後藤 隆夫） 11番、八代輝幸議員。

○11番（八代 輝幸君） 2項目めの安心と安全のまちづくりについての1点目、AEDについての細部の質問であります。

1点目、今後、AED設置拡充の予定もしくは計画についてお伺いします。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町内の公共施設には、AEDをおおむね設置している状況にありますが、設置していない公共施設もまだあるようですので、年次的に設置する方向で検討してまいりたいと考えております。

- 議長（後藤 隆夫） 11番、八代輝幸議員。
- 11番（八代 輝幸君） 2点目、AEDの機器本体及び有効期限があるバッテリーなどの点検状況についてお伺いします。
- 議長（後藤 隆夫） 総務課長。
- 総務課長（間 省二君） AEDのバッテリーは充電式ではございませんので、機種により違いはあるんですが、待機状態期間が3年から5年となっております。期間内であっても充電量が低下したものについては交換が必要になってまいります。これまで本町が設置しているAEDのバッテリーの交換は、現在のところ行っておりませんが、いざ使用する時期に充電量の低下があってはなりませんので、取扱書に従い、毎月AEDの動作点検とバッテリーの残量点検を行っているところでございます。
- 議長（後藤 隆夫） 11番、八代輝幸議員。
- 11番（八代 輝幸君） 3点目、埼玉県では、「AED設置推進協議会」を立ち上げ、関係団体等との意見交換を定期的に行い、すべてのAED設置者に届け出の協力を促しているとのことであります。本町の取り組みをお伺いします。
- 議長（後藤 隆夫） 総務課長。
- 総務課長（間 省二君） 本町においては、これに類する協議会は現在のところございません。今後、県や医師会など関係機関と相談し、協議会設置の必要性について検討してまいりたいと考えております。
- 議長（後藤 隆夫） 11番、八代輝幸議員。
- 11番（八代 輝幸君） 4点目、「AEDマップ」を作成し、地域住民に周知徹底を図るべきと考えます。また、二、三年に1度は見直して、マップの更新を図るべきと思いますが、見解をお伺いします。
- 議長（後藤 隆夫） 総務課長。
- 総務課長（間 省二君） 「AEDマップ」は現在作成しておりません。町のホームページには公共機関のAED設置状況は掲載しております。そこで、ホームページ上に「AEDマップ」を掲載することについては技術的にも現在可能でありますので、検討していきたいと考えております。
- しかしながら、「AEDマップ」を作成し住民に配布することは、AED普及が進んできた現在において、常にマップを更新することが必要になります。二、三年ごとに見直すことも考え方の1つではありますが、ホームページ上で常に更新することのほうがより効果的であり、ホームページマップを印刷することで最新のマップ情報になると考えられます。また、今後高鍋町携帯端末用ホームページにもAED設置の公共施設名を掲載していくなどの携帯電話から施設名等が検索できるような対策をとっていきたいと考えております。
- 議長（後藤 隆夫） 11番、八代輝幸議員。
- 11番（八代 輝幸君） 5点目、町内にはスポーツ少年団など各種団体があります。そ

ういった方々への、中でも指導者の方々へAEDの取り扱いについての訓練、講習の推進についてお伺いいたします。

○議長（後藤 隆夫） 教育長。

○教育長（萱嶋 稔君） AEDの取り扱いについての訓練講習についてでございますが、スポーツ少年団員の保護者や指導者を対象に講習を行っております。平成20年度が118名、21年度は40名の参加がございました。また、町の体育指導員や体育館の管理人にも講習を行っているところです。今後もこのような講習を推進してまいりたいというふうに思っております。

○議長（後藤 隆夫） 11番、八代輝幸議員。

○11番（八代 輝幸君） 6点目、役場や学校は土・日・祝日が休みであります。建物の中に設置されているAEDの取扱いはどうなっているのかお伺いします。

○議長（後藤 隆夫） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） AEDを使用する場合としては役場に設置しているAEDを使用することは問題ございません。役場庁舎には休日でも警備員が常駐しておりますので、連絡がありましたらいち早く使用し、患者の心肺蘇生に役立てていただきたいと思っております。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課関係では、健康づくりセンターに設置をいたしております。土・日、それから祝日につきましてはプールが開放というか営業しておりますので、そちらにおいて使用が可能ということになります。

○議長（後藤 隆夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（黒水日出夫君） 学校のAEDについて、現在の状況を報告いたします。

町内の小中学校4校には各1台のAEDが設置されております。4校とも校長室や職員室の近くに設置され、緊急の事態に即対応できるようになっております。いずれも校舎内に設置してあるため、学校があいている時間帯はAEDの使用が可能ですが、その時間帯以外は使用できない状況にあります。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 社会教育課長。

○社会教育課長（三嶋 俊宏君） 社会教育課関係では、中央公民館と総合体育館に設置しております。どちらも屋内に設置しているため、休館日は使用できない状況になっております。中央公民館は第3日曜日と祝日と年末年始、総合体育館は第2・第4月曜日、第3日曜日、祝日と年末年始以外は開館しておるところでございます。

○議長（後藤 隆夫） 11番、八代輝幸議員。

○11番（八代 輝幸君） 7点目、AEDを設置している民間会社等の近くでAEDを使用する事態になった場合、行政と民間の取り決めについてはどのようなになっているのかお伺いいたします。

○議長（後藤 隆夫） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） AEDの使用に当たっての民間との取り決めは、現在のところございません。今後もAEDの設置状況を調査していきたいと考えますが、その調査の中で、設置場所の公表の有無や一般住民の使用に対する同意の有無を確認してまいりたいと考えております。恐らく、民間会社におきましては、住民の生命を第一に考えていただけると思いますので、同意し協力していただけるものと考えております。

○議長（後藤 隆夫） 11番、八代輝幸議員。

○11番（八代 輝幸君） 8点目、AEDに関する最後の質問であります。

AEDの無料貸し出しについてお伺いいたします。

兵庫県明石市は、このほど、自治会や各種団体が同市内でイベントやスポーツ大会などを開催する際、AEDを無料で貸し出すサービスを開始しました。現在、明石市が貸し出しを行っているAEDは3台、貸し出し期間は3日間で、貸し出しを希望する日の2カ月から1週間前までに身分証明書の写しを添えた貸し出し申請書を明石市防災センターへ提出するとのこととあります。本町でのAED貸し出しの取り組みはどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（後藤 隆夫） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） 現在、貸し出し用のAEDはございませんが、イベントや行事を実施する際においては、さきに申し上げましたが、AED設置の施設で一番近い施設と、その施設が休日等でも開館しているかを確認していただき、非常時に利用できるように努めていただきたいと考えております。

○議長（後藤 隆夫） 11番、八代輝幸議員。

○11番（八代 輝幸君） 次に、安心と安全のまちづくりについての2点目、社会基盤の老朽化への備えについてお伺いしてまいります。

人口の減少と高齢化により、いろんな問題が困難な状況に陥ってきているのは御案内のとおりです。都市部と言わず、地方においてもこれから先、道路や上下水道、建築物の更新財源の不足によって生ずる老朽化が機能の低下といった問題に発展するおそれがあります。これらの社会基盤の多くは、1950年代後半からの高度経済成長期に一気に整備が進められたため、今後耐用年数を超えるものが急増する見通しにあります。また、これに伴って更新費も急増するため、管理する国や地方自治体の財政を圧迫することも予想され、対応が求められています。

国土交通省によれば、建設から50年以上が経過した社会基盤の割合は、2029年度に道路橋の約51%、水門などの河川管理施設の約51%、港湾・岸壁の約48%と、全体の約半数に及ぶとのこととあります。このため、今後50年間で必要な費用は、国交省試算で約190兆円に上るとされ、このうち30兆円が予算不足に陥ると見込まれております。具体的には2037年度以降は公共事業予算が賸えなくなり、耐用年数が過ぎた橋や道路がそのまま放置される危険性が生じるということが危惧されるとのこと、これに対し国交省は、既に先進的な自治体で行われている社会基盤の長寿命化の取り組みを全国的

に実施すれば、現在約30兆円と見込まれている予算不足分を6兆円にまで減少できるとしています。しかし、実際の橋梁の長寿命化修繕計画の策定率は約41%に過ぎず、河川管理施設で15%、港湾施設で約13%と低い水準にとどまっているのが現状とのことであります。

また、平成20年度における全国の小中学校では、築後30年以上経過しているものが45.4%、20年から29年経過しているものが33.3%であり、老朽化が進んでいるとのことであります。一般的な学校などの鉄筋コンクリートづくりにおける減価償却資産としての耐用年数は47年であり、今後30年間に全国の小中学校の約8割が耐用年数を迎えることになるそうであり、良好な教育施設を維持していくためにはかなりの財政的な負担がかかってくるものと思われ、これまで既に先進的な自治体神奈川県藤沢市や秦野市、千葉県習志野市では、公共インフラを効率よく管理し、低コストで維持・補修・新築していく公共施設のアセットマネジメントという概念が導入され、長寿命化への取り組みが始まっているとのことであります。

そこで、以下、お伺いいたします。

我が町の公共施設の50年以上が経過した割合についてお伺いします。

- 議長（後藤 隆夫） 総務課長。
- 総務課長（間 省二君） 今現在の、50年以上が経過した町の施設の建物では、昭和34年に建設された高鍋東小学校の管理教室棟1棟のみとなっております。
- 議長（後藤 隆夫） 11番、八代輝幸議員。
- 11番（八代 輝幸君） 2点目、我が町の公共施設へのアセットマネジメントの考え方についてお伺いいたします。
- 議長（後藤 隆夫） 総務課長。
- 総務課長（間 省二君） アセットマネジメントは、資産について最適な時期、希望による投資を行うことでその価値を高め、利益の最大化を図ることを目的としております。既に、自治体の中にはこの制度を導入している団体もあるように聞いていますが、当町におきましても、今後取り組むべき行政課題の1つであると考えます。
- 議長（後藤 隆夫） 11番、八代輝幸議員。
- 11番（八代 輝幸君） 3点目、固定資産台帳を整備し、公共施設白書を作成し対応策を考えるべきと考えますが、見解をお伺いいたします。
- 議長（後藤 隆夫） 総務課長。
- 総務課長（間 省二君） 今回の補正予算案に公有財産の評価業務委託を上程しております。今後、公有財産の台帳整備が図られることにより、効果的な財産管理執行ができるものと考えております。
- 議長（後藤 隆夫） 11番、八代輝幸議員。
- 11番（八代 輝幸君） 次に、安心と安全のまちづくりについての3点目、火災対策についてお伺いしてまいります。

3月1日から7日までは「春の全国火災予防運動」、11月9日から15日までは「秋の全国火災予防運動」が行われます。きょうお伺いしますのは、住宅用火災警報器についてであります。

消防庁は、消防法の改正により、2011年までに設置が義務化された住宅用火災警報器の普及率について、2009年12月の時点での推計結果を発表いたしました。全国の普及率は52%で、前回2009年3月時点での調査から6.1ポイントふえたものの、条例で既に設置が義務化された自治体でも60.8%にとどまる結果となっております。

消防庁がことし4月に発表しました平成21年1月から12月における火災の概要によりますと、総出火件数は5万1,124件、前年の同期と比べて1,270件の減少、火災による総死者数は1,877人で、前年の同期より92人減少で、率にしてマイナス4.7%、住宅火災による死者数のうち放火自殺者等を除く人数は1,025人で、前年同期より98人減少、このうち65歳以上の高齢者は628人で、前年同期より82人減少、率にいたしましてマイナス11.5%減少となっておりますが、今後のさらなる高齢化の進展に伴い、さらに増加するおそれもございます。また、6割以上が逃げおくれによって被害に遭われており、火災の発生時間帯では、午後10時から午前6時までの就寝時間帯に多く発生しております。

以前からこのような状況に対応するために、消防法及び火災予防条例が改正されており、平成16年6月にはすべての住宅に住宅用火災警報器等の設置及び維持が義務づける旨の消防法の改正が行われました。新築住宅については、平成18年6月1日から、また既存住宅については平成23年6月までに全国で設置するよう定められております。住宅用火災警報器により火災を早期発見し、消火器などで住民による初期消火を行えば、さらに本町の火災発生の抑止、また発生しても被害を最小限に抑えることができ、安心と安全のまちづくりにも貢献すると考え、以下お伺いいたします。

1点目、住宅用火災警報器の設置による火災発生の抑制効果をどのように分析されているかについてお伺いいたします。

○議長（後藤 隆夫） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） 住宅用火災警報器の設置による抑制効果についてでございますが、住宅用火災警報器は、その設置により火災の発生、延焼拡大が未然に防がれている状況にあり、火災から住民の生命と財産を守るために有効な手段であると認識しております。管内の一例を申し上げますと、ガスコンロの消し忘れで外出中に警報器が鳴り、近所の住民が気づき、消防署に通報し、発見が早かったため、台所の一部の損傷だけで大事に至らなかった事例もございます。

○議長（後藤 隆夫） 11番、八代輝幸議員。

○11番（八代 輝幸君） 2点目、住宅用火災警報器のさらなる設置推進に向けての取り組みについてお伺いいたします。

○議長（後藤 隆夫） 総務課長。

- 総務課長（間 省二君） 住宅用火災警報器の設置推進に向けての取り組みについてでございますが、東児湯消防組合管内の関係機関で構成する東児湯地区住宅用火災警報器設置推進協力会議の方針に基づいた早期普及のための取り組みを推進し、継続的な広報・啓発を実施するとともに、地域や消防団と連携した普及促進の取り組みを図ってまいりたいと考えております。
- 議長（後藤 隆夫） 11番、八代輝幸議員。
- 11番（八代 輝幸君） 3点目、町営住宅への住宅用火災警報器設置の進捗状況についてお伺いいたします。
- 議長（後藤 隆夫） 建設管理課長。
- 建設管理課長（芥田 秀則君） 町営住宅の火災報知機の設置進捗状況についてであります。現在、建設管理課が管理しております町営住宅につきましては、8住宅でございます。そのうち平成21年度に舞鶴団地、川田団地の2団地について火災警報器の設置をしております。また、残りの6住宅につきましては今年度設置する予定でございます。
- 議長（後藤 隆夫） 11番、八代輝幸議員。
- 11番（八代 輝幸君） 以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。
- 議長（後藤 隆夫） これで、八代輝幸議員の一般質問を終わります。
- ここで、暫時をいたします。50分から再開をしたいと思います。

午前10時43分休憩

.....

午前10時50分再開

- 議長（後藤 隆夫） 再開をいたします。

日程第1. 一般質問

- 議長（後藤 隆夫） 次に、10番、岩崎信也議員の質問を許します。
- 10番（岩崎 信也君） 一般質問をいたします。
- 初めに、南九州大学移転の影響と対策についてです。
- 南九州大学が一方向的に都城への移転を発表したのは4年前のことです。町内で大きな反対運動が起きました。それを全く無視する形で移転が始まりました。しかしながら、そのときの約束は、順次に移転を行うということでしたが、ことしの4月に突然全学移転を行いました。
- この南九州大学の移転は、町に大きな影響を与えました。現在の状況と対策についてお尋ねいたします。特に、下宿やアパートを経営されていた方への影響は大きかったと思いますが。
- 次に、その跡地利用です。話し合いは進んでいるのでしょうか。昨日の一般質問の答弁の中で情報の交換は行われている、とありましたが、どのような内容なのでしょうか。昨年、6月に文教福祉常任委員会で長谷川学長にお会いしたときには、本町の活性化につな

がるように考えているとお伺いいたしました。

次に、インフラ整備についてです。

大変厳しい財政の中で道路や排水口の整備を積極的に進めるのは難しいのかもしれませんが、生活する町民の皆さんの願いでもあります。現在、地区からの要望はどのくらいあるのでしょうか。そして、それにどのくらい答えておられるのでしょうか。お伺いいたします。

この後は発言者席にて行います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） お答えいたします。

まず、今回の大学移転による影響についてであります。下宿やアパートを初め、商店街、飲食店など、町内のいろいろなところに影響を及ぼしていると考えております。また、今後、ほかの面にも影響が広がっていくのではないかと危惧しているところであります。特に、今回の大学移転が下宿やアパート経営に対し大きな影響を与えていることは十分に認識しているところであります。

次に、借入金に対する利子補給は可能かについてであります。どのような用途でどのくらい借り入れされているのか、利子補給した場合にどのくらいの予算が必要なのか、など、検討材料となる状況が不明でありますので、現段階での利子補給などの経済支援策は考えておりません。

また、そのほかの事業者も影響を受けている中、下宿やアパート経営者のみを支援することは難しいのではないかと考えております。

町といたしましては、商店街の活性化や、移住、定住による人口の増加など、町全体の活性化策に取り組むことで、大学移転による影響を最小限にとどめたいと考えております。

次に、南九州大学の跡地利用についてであります。現在、大学内部において跡地利用の検討会議が設置されており、その中で検討が進められております。また、大学側と跡地利用に関する話し合いの場は設けておりませんが、情報交換は随時行っているところであります。大学跡地で現在も二つのゼミが残って研究を行われており、また、都城キャンパスではできない実習などが行われるなど、今後2年間は利用されるとのことであります。今後、大学の検討委員会の推移を見守るとともに、町からも県や企業に対し、働きかけを行っていきたいと考えているところであります。

次に、インフラ整備についてであります。現在、地区からの要望書の提出は30件あり、一部着手及び今年度着手予定箇所は13件であります。今後も要望箇所を検討し、実施可能なところは年次的な計画により整備してまいりたいと考えております。

○議長（後藤 隆夫） 10番、岩崎信也議員。

○10番（岩崎 信也君） 先日、この一般質問の内容が「お知らせかなべ」とともに配布されたときに、町民の方からお電話をいただきました。アパートを経営されている方です。伺ってお話を聞きながら胸が痛くなる思いがいたしました。神代町長のときに大学が

できたこと、そして、それに関してずっと協力してきたこと、そして今の厳しい現実、あと2年あれば何とかあったのに、仕方がないのでローンの組み替えをしたと言われました。大学が移転してから今までに下宿関係で3人の方が亡くなられた。心労もあったのでしようと言われたときには返す言葉もありませんでした。

ここに南九大移転に伴う事務協議というのがあります。議員協議会でいただいたものです。学生向けの移転説明会が開かれたのを受け、急遽、町と大学側が話し合いをしたときの報告です。本町からは川野副町長、森課長、宮越補佐、そして大学側から丹沢事務局長の出席で行われております。この中の南九州大学の説明という一番下に、移動に関して後腐れのないようにする（下宿などへの説明など）とあります。この後腐れという言葉が気になったので森課長に尋ねました。言われたとおりの言葉だと答えられたのを覚えています。

この下宿などへの説明はなされたのでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 文書等でそういう状況について全アパート経営者及び下宿の経営者については、大学側から文書は出して、そういうことで対処しましたという報告は受けております。

○議長（後藤 隆夫） 10番、岩崎信也議員。

○10番（岩崎 信也君） そのようなことがあったのかもしれませんが、私が聞いた限りではなかったと答えられた方もありました。

この中にあります本町の要望事項、1番、南九州大学の移転については町経済に与える影響が大きいので、当初の移転計画のとおり実施すること。2番、南九州大学の移転に関しては決定前に関係者へ十分な説明を行うこと、1番については既にありません。2番について、十分な説明は行われたのでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 今申し上げましたとおり、そういう説明会をしてくださいというかわりに、そういう文書を差し上げて要望等あれば話し合いますということで聞いております。

○議長（後藤 隆夫） 10番、岩崎信也議員。

○10番（岩崎 信也君） 町当局はこの説明に納得されたのでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 大学側とアパート経営者、下宿屋もそうですが。その方との話し合いはちゃんと責任を持ってやってくださいということは私からも申し上げております。

○議長（後藤 隆夫） 10番、岩崎信也議員。

○10番（岩崎 信也君） 説明を、ということでなく、町は納得したのかというふうにお尋ねしております。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 私たちが納得というのは自分たちの財産でもございませんし、理解はしております。しかしながら、納得というのはここまでは私たちはしていないと。だから、大学側にちゃんと話し合いはしてくれという話はしております。

○議長（後藤 隆夫） 10番、岩崎信也議員。

○10番（岩崎 信也君） わかりました。

このような大学に対し、損害賠償を求める考えはありませんか。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 損害賠償を求める考えということでございますが、今のところ私は考えておりません。

○議長（後藤 隆夫） 10番、岩崎信也議員。

○10番（岩崎 信也君） その理由は何でしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町としては損害賠償を求めることは僕はできないと思っております。

○議長（後藤 隆夫） 10番、岩崎信也議員。

○10番（岩崎 信也君） じゃ、それはそれでそういう判断だということで理解したいと思えます。

先ほど説明がありました下宿やアパートの方への利子補てんができないということの説明がありました。確かにそういうものもひとつの考えだと思います。しかしながら、確かに多くの下宿やアパートの方が影響を受けております。特に、学生だけを相手に生活されていた方の影響ははかり知れないものがあります。利子補てんはできなくても幾らでもいいのです。期限を切ってもいいのです。40年町を支えてくれた方に対する誠意で前向きに検討するということはできないでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 先ほど登壇しての答弁もいたしました。下宿、アパートだけの方々を固定してのそういった策は打てないと私は思っております。

○議長（後藤 隆夫） 10番、岩崎信也議員。

○10番（岩崎 信也君） 高鍋商工会議所に尋ねました。できないことはないのではないかと意見をいただいております。現在、宅老所や老人福祉関係への転換を一生懸命考えて頑張っておられる方がたくさんおられます。しかし、現実には大変難しいというのが現状です。これらの方々に対し、町が何らかの手を差し伸べるということではできないのでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 今、議員の申されました宅老所とかアパート、それから下宿屋を何らかの方向性を持たせるということはやはり考えてやらなければならないと思っております。うちの福祉とか、それから総務、それからいろいろな面で関係機関、会議所とか、

そういうところと連携しながら、今後考えていくべき問題であると思っております。

○議長（後藤 隆夫） 10番、岩崎信也議員。

○10番（岩崎 信也君） ぜひともお力になってあげていただきたいと考えます。

次に、固定資産税についてお尋ねいたします。

アパートや下宿は建物が大きいものが当たり前です。そして、学生がいなくなったので収入はなくなりました。それでも固定資産税は課税されます。当然といえば当然なのですが、収入がなくなった下宿、アパートの人に対し、法的なものもあるでしょうが、固定資産税の減免というものはできないものでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 税務課長。

○税務課長（田中 義基君） 御存知のように固定資産税は住民税なんかと若干違いまして、その方の所有します土地とか建物、それらのいわゆる財産、この財産に対しての財産の資産価値に応じて課税するものでございます。御質問の経営者の方が現にそのアパートという財産をお持ちであれば、その財産からの利益発生の有無を問わず、当然課税することになります。したがって、現在の地方税法、または町の税条例、この規定におきましては御質問の方は減免あるいは非課税の対象というのにはならないと判断しております。

○議長（後藤 隆夫） 10番、岩崎信也議員。

○10番（岩崎 信也君） 法的にそうであることは理解できます。そこに対して何らかの思いはないか、ということをお尋ねしております。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 議員の申されることは重々わかります。しかしながら、法は法としてやっぱり守っていくべき問題であると思っております。何もやってやらないとか、そういう問題じゃございません。やれないところはやはりやれないというふうに考えるべきではないかと思っております。なぜなら、家の大きいのを持っておって、小さいものを持っておる。そういう人たちとやっぱり公平性を持たなきゃならないと思いますので、そういうところはやっぱり考えるべきではないかと思っております。

○議長（後藤 隆夫） 10番、岩崎信也議員。

○10番（岩崎 信也君） 町長のおっしゃることは十分理解できます。しかし、去年までいた学生がことしはいないという現実をかんがみたときに、何らかの対応ができないかと思いますが、これはまた、今後、もし、よかったら検討していただいて、そういうものができるかどうかということを考えていただければ幸いかと思います。

次に、跡地利用についてお尋ねいたします。

長谷川学長は町の活性化につながるよと言われています。先日、石井十次交流会の中で児嶋草次郎理事長が、石井十次記念福祉専門学校を大学跡地にということをおっしゃいました。これについては聞いておられますか。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） お話は伺ったことがございます。しかし、まだ、具体的なものに

関しましては伺っておりません。

○議長（後藤 隆夫） 10番、岩崎信也議員。

○10番（岩崎 信也君） 町長はこの草次郎先生のお話についてどのように思われましたか。お尋ねいたします。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 実現できれば大変すばらしいものだと思っております。

しかしながら、先ほど申しましたように具体的なお話は聞いておりませんので、どのようにしてどのくらいお金が要ってということも、まだ、伺っておりませんので、その辺は判断がつかないところでございます。

○議長（後藤 隆夫） 10番、岩崎信也議員。

○10番（岩崎 信也君） 確かに、町長はまだ判断がつかないというふうにおっしゃるのもわかります。

ただ、私はこれはとてもすばらしいことだと思います。ぜひともできる、できないはあとのこととして、児嶋理事長との話し合いを進めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 児嶋理事長が南九大ともお話をしたいということでもありますので、一緒にお話は行って聞いてみたいとは思っております。

○議長（後藤 隆夫） 10番、岩崎信也議員。

○10番（岩崎 信也君） ぜひともその方向で進めていただきたいと思います。

それにもう一つ大学に関して町民の人からの意見がありますので、お伝えさせていただきます。

町民歌というのがあります。高鍋町の歌です。この3番に、今、建設の歌声がひばりが丘にこだまするという部分があります。これについての御意見をいただきました。この歌は公募でつくった町民歌でありますので、私が個人的に意見をいろいろ言う問題ではありませんが、こういう考えを持っておられる町民の方もおられるということを取りあえずお伝えして次に行きたいと思います。

次に、インフラ整備について数値の説明がありました。この整備の優先順位の基準はあるのでしょうか。あるとしたらどのようなものなのでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 秀則君） 優先順位の基準についてでございますけど、まず危険を伴う箇所、これが最優先となります。それから、ほかに予算的な面を考えまして、安価な工事費でできるところ、これが次に上がってくるのではないかと考えております。

○議長（後藤 隆夫） 10番、岩崎信也議員。

○10番（岩崎 信也君） 財政的に厳しいものがあるのは理解しています。しかし、先ほども言いましたが町民の切実な願いでもあるのです。何年も前からお願いしているのにと

という言葉を聞くと、何とかできないものかとも思います。ぜひともいろんな補助事業などとも関連しながら実施していただくことをお願いいたします。

終わりに4年前、ほとんど何も知らないまま議員活動をさせていただくことになりました。この間、御指導いただいた町民の方々、先輩議員、そして、役場職員の皆さんに感謝して私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（後藤 隆夫） これで岩崎信也議員の一般質問を終わります。

日程第1. 一般質問

○議長（後藤 隆夫） 次に、8番、矢野友子議員の質問を許します。

○8番（矢野 友子君） 女性特有の子宮頸がんの予防ワクチンが昨年10月に承認され、12月から任意接種が始まりました。子宮頸がんはワクチンによる予防と検診の早期発見で制圧できると専門家が言われるのを聞くと、早くそうなってほしいと願わずにはいられません。10歳代前半のワクチン接種が有効と言われ、県内でも既にその費用を助成している市町村があると報道で聞きます。当町での取り組みはいかがが計画されているものでしょうか。

また、乳がんの無料検診についてもお伺いしたいと思います。

2点目に見直しがなされる公共下水道ではありますが、現時点で次の3項目について伺いたいと思います。

1、検査のあり方、2、使用料について、3、町の説明について。

以上を。詳細は発言者席にて行います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） お答えいたします。

まず、子宮頸がんの感染予防ワクチン接種費用の公費助成についてであります。このことについては厚生労働省が来年度の当初予算概算要求において子宮頸がん予防ワクチン事業を要求しておりますので、今後国の動向などを注視しつつ、検討してまいりたいと考えております。

次に、乳がん、子宮頸がん等の無料検診についてであります。平成21年度から一定の年齢に達した検診の無料クーポン券と検診手帳を配布し、受診率の向上を図る女性特有のがん検診推進事業を実施しております。

乳がん検診はマンモグラフィ検査と超音波検査を行っております。マンモグラフィ検査及び子宮頸がん検診は無料ですが、超音波検査は国庫補助対象とならないため町が一部助成し1,500円の自己負担をお願いしているところであります。

事業に取り組む前の平成20年度と21年度の受診率を比較してみますと、乳がん検診は20年度が7.6%、21年度は13.1%で5.5%の増加。子宮がん検診は20年度が9.2%、21年度が17.0%で7.8%の増加となっております。

次に、公共下水道事業についてであります。検査のあり方につきましては工事に必要

な材料は現場着工前に検査を行い、施工内容につきましては工事完了後に行っております。ただし、工事完成後に検査できない部分につきましては、工事施工中に行っております。

次に使用料についてであります。排出汚水量は上水道を使用されている場合は、上水道の使用料で計算いたしております。井戸水だけ使用されている場合は、世帯の人数により使用水量を決定しております。1人につき1カ月当たり8立方メートルを使用水量とし、これが汚水量となります。

また、水道水と井戸水を併用されている場合の使用水量は井戸水を世帯1人に付き1カ月当たり4立方メートルの使用水量とし、それに上水道の使用水量を加えたものがその家庭の1カ月の汚水量として計算しております。

次に、事業に対する町の説明についてであります。下水道の認可をいただいた時点で地区説明会を行っております。

○議長（後藤 隆夫） 8番、矢野友子議員。

○8番（矢野 友子君） まず、子宮頸がんのことですが、国の事業待ちということですが、国の方針が出たらすぐにとりかかれる計画なり、準備はできていると解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 現段階では議員御指摘のように国の状況を待つということですが、現段階では国、県の方針が定まれば、高鍋町としても実施の方向で検討したいというふうに思っています。

○議長（後藤 隆夫） 8番、矢野友子議員。

○8番（矢野 友子君） やっぱり予算が非常に重要なことだと思います。というのが、全額助成になるのか、一部助成になるのかということでは随分違うと思われま。

将来ある小中学生のために接種を受けたくても費用の点で受けられないということがないように、私としては串間市などのように全額助成ということでぜひぜひお願いしたいと思っておりますけれども、そういうお考えはございますでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 今後、そういった面、まだ、いろいろな受診をする人、しないといろいろございますので、そういうことも考えながら検討してまいりたいと思っております。

○議長（後藤 隆夫） 8番、矢野友子議員。

○8番（矢野 友子君） 受診をする人、しない人じゃなくてすべての小中学生、その年齢のところですべての方にワクチン接種していただきたいと思っております。

それで、一部助成ではなくて全額助成、個人負担としては、それをぜひ、お願いしたいと言っているわけですが。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） これは予防接種でございますので、私たちが強制的にはできないと思っております。だから、その点も含めていろいろと教育委員会等ともお話をしながら

進めなければならない問題だと思っております。

○議長（後藤 隆夫） 8番、矢野友子議員。

○8番（矢野 友子君） 新聞の報道で串間のほうでこのワクチン接種のために親子間で十分命の問題、がんの問題、そういうのを話し合っただけで全額助成ということで受けられたというような報道がこの前ありました。高鍋の小中学生、その対象となりますときには、ぜひぜひそういう親子間の話し合い、学校での性教育、そういうものを十分取り上げていただいて、100%の接種をお願いしたい。幾ら強制はできないとおっしゃいまして、そういうふうな方向でしていただきたいと思います。

それから、子宮頸がん乳がん検診が今のところ5年に1度というようなことですが、木城町がつい先日でしたけれども2年に1回、無料クーポン券を配布するという報道がありました。高鍋町ではどんなでしょうか。5年に1度でなくてもっと短い間に期間に無料クーポン券を配布するとかいうような計画はないのでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 現段階では国の定めた5年ごとの検診ということで実施をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（後藤 隆夫） 8番、矢野友子議員。

○8番（矢野 友子君） 本当に予算のあることではございますので、なかなかそういうふうにはすぐすぐ実行できないとは思いますが、木城町の話によりますと、検診による早期発見、そうすることで万が一のがん発見の場合の治療費の削減につながるということで、2年に1度無料クーポン券を配布するようになったというような報道でございました。ぜひ、当町においても前向きにそういうことを考えていただきたいと思います。

それから、先ほどの答弁で受診率が若干ですが上がっております。これはどんなでしょうか、同じ方が毎年受診をされているというか、新しい方がふえているというか、そういうことはわからないのでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 対象者にクーポン券をお配りをして受診勧奨を行っているわけですが、パーセンテージがふえているということは母数は余り変わらないと思いますので、新たな受診者がふえているというふうに理解をいたしております。

○議長（後藤 隆夫） 8番、矢野友子議員。

○8番（矢野 友子君） この受診率というのは集団検診なんかでの受診率も加えてあるわけでしょうか。それともこの無料クーポン券による受診率のことでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） すべての受診にかかわる受診率だというふうに思います。

○議長（後藤 隆夫） 8番、矢野友子議員。

○8番（矢野 友子君） 乳がんの自主受診をすると1回当たり約5,000円ぐらいかかると、費用が。その点から考えると5年に1度でも無料クーポン券があるということ

は大変ありがたいことだと思います。女性にとって、特に30代、40代の若い女性の方が忙しさにまけてついつい1年、2年受診をしなくてがんの発症になったというようなお話を聞きますときには、ぜひぜひ受診をますます啓発していただいて、13.1%とか17%ではなく、県でも18.3%の受診率というふうに向っておりますので、まだまだ高鍋町では受診率が低いと思いますので、そちらのほうに向けての啓発をお願いしたいと思います。

次に、下水道工事についてです。検査のあり方についてですが、私は年度末にたしか配布されたんだろうと思います、このチラシをもとに質問させていただきたいと思います。検査のあり方についてですか、原則1日で掘削、管敷設、埋め戻しまで行っているというような説明がありますが、そのことで検査に影響はないものでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 上下水道課長。

○上下水道課長（森 俊彦君） 下水道工事につきましては、議員のおっしゃるとおり原則掘削、埋め戻しまで1日で行う方法をとっております。これにつきましては、夕方から地域住民の方に迷惑かけないように交通規制を解除するために行っております。

なお、工事検査につきましては、完成後に検査できない部分については、工事中に検査し、完成検査におきまして設計どおり施工されているか確認しておりますので、特に影響はございません。

○議長（後藤 隆夫） 8番、矢野友子議員。傍聴者の方は静かに願います。

○8番（矢野 友子君） なぜ、お尋ねしたかという以前、町民の方からその工事が済んだ、どれほどの工事が済んだのかわからないんですけど、工事の不具合があって、また、もう一度やり直しをしたというようなお話を聞いたものですから、そして、少しそういうことは検査のあり方を考えて、そういう工事のやり直しとか、道路の仮舗装とか、そういうのをする前にきちんと検査できないものだろうかというようなお話を聞いたものですかからお尋ねしたわけですが、そういうことはございませんですね。

○議長（後藤 隆夫） 上下水道課長。

○上下水道課長（森 俊彦君） 工事のやり直しにつきましてはですが、下水道事業を開始しました当初のこの転圧施工等の不備により、工事のやり直し等が数件ありましたが、それ以降につきましては施工の不備によるやり直しはございません。

○議長（後藤 隆夫） 8番、矢野友子議員。

○8番（矢野 友子君） 次に、先ほど町長の答弁にもありましたが、井戸水併用されているところの検査、そういうのはどのような検査をされているのでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 上下水道課長。

○上下水道課長（森 俊彦君） 井戸水及び上水道と井戸併用の方が下水道に接続工事を行う場合におきましては、上下水道課に申請書を提出していただいております。その中に用水区分としまして、上水道のみなのか、井戸のみなのか、上水道井戸併用なのかを記載していただくようになっております。その後、工事が完成しましたら申請書どおり完成し

ているか、検査を行います。

○議長（後藤 隆夫） 8番、矢野友子議員。

○8番（矢野 友子君） その井戸水及び井戸水と上水道併用されている世帯というのはどれくらいあるものですか。

○議長（後藤 隆夫） 上下水道課長。

○上下水道課長（森 俊彦君） 平成21年度末で井戸のみの世帯が56世帯、井戸水と上水道併用の世帯が241世帯ございます。

○議長（後藤 隆夫） 8番、矢野友子議員。

○8番（矢野 友子君） そういう世帯もまず、検査というか、そういう行われたので間違いはないというふうに解釈してよろしいわけですね。

それでは、検査になるのかどうかちょっとわからないんですけども、水洗化率というのはどれぐらいのものでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 上下水道課長。

○上下水道課長（森 俊彦君） 水洗化率につきましては平成21年度末で69.7%となっております。

○議長（後藤 隆夫） 8番、矢野友子議員。

○8番（矢野 友子君） 69.7%というこの水洗化率、つなぎ込み率と解釈してよろしいわけですか。

これは高い率でしょうか、低い率でしょうか。町が目標とされますのは100%だろうとは思いますが。どんなでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 上下水道課長。

○上下水道課長（森 俊彦君） この69.7%という数字につきましては、隣接の市町村、これの水洗化率を調べてまいりまして、西都市が89%、木城町が74%、川南町が55.3%となっております。この水洗化率につきましては、工事が完了した区域内の接続した人口を区域内の人口で除して算出するものであります。今後、接続の推進を図り、水洗化率の向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長（後藤 隆夫） 8番、矢野友子議員。

○8番（矢野 友子君） 次に、使用料についてですが、この井戸水及び井戸水と上下水道併用の世帯というような計算方法はこのチラシの中であるんですが、これによりますと井戸水を利用されているところ、人数によって使用料が変わってくるわけですね。この人数の変更になった場合はどのような手続をとるものなんでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 上下水道課長。

○上下水道課長（森 俊彦君） 人数等の変更が生じた場合、上下水道課で用水等変更届出書を提出していただいております。

また、その届け出をお忘れになるとか、そういうことがございますので、周知するため毎年年度当初に人数の変更がある世帯は変更届出書を提出していただくよう「お知らせた

かなべ」に掲載して周知しています。

○議長（後藤 隆夫） 8番、矢野友子議員。

○8番（矢野 友子君） 年間でどれくらい変更届け出が提出されるものですか。

○議長（後藤 隆夫） 上下水道課長。

○上下水道課長（森 俊彦君） 平成20年で10件、平成21年度で16件ございました。

○議長（後藤 隆夫） 8番、矢野友子議員。

○8番（矢野 友子君） 随分、結構変更届け出があるものですね。

「お知らせかなべ」の掲載ということでしたけれども、それだけで大丈夫なんですか。時にはやっぱり検査の件と同じでやっぱり井戸水使用に変更ありませんかというような声かけなんかはされないのでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 上下水道課長。

○上下水道課長（森 俊彦君） 現在、上下水道課から井戸水の変更等の確認、これは問い合わせは現在のところしておりませんが、今後、正確な情報を得るために年に1回は電話などで確認するなど、今後検討していきたいと考えております。

○議長（後藤 隆夫） 8番、矢野友子議員。

○8番（矢野 友子君） 8番。根本的な質問です。この井戸水使用の家庭1カ月当たり、1人8立法メートルで計算するというような先ほど答弁がございましたが、その根拠というものは何でしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 上下水道課長。

○上下水道課長（森 俊彦君） 上下水道課長。この1人8立方メートルの計算根拠でございますが、下水道供用開始前に上水道の給水量、これを算定基礎としまして、高鍋町下水道事業運営審議会、この中で審議され、答申され、決定されたものでございます。

○議長（後藤 隆夫） 8番、矢野友子議員。

○8番（矢野 友子君） 8番。その併用の場合には、その半分の4立方メートルということもそういうことで審議されたということですね、はい。

次に、事業に対する町の説明についてお伺いいたします。

下水道工事について、以前ほかの議員が直前の説明会はあるのかというような質問がたしかあったと思いますけども、直前の説明会はしていないというようなたしか答弁であったと思います。直前の説明会をしなくても大丈夫かなと思って、私、このチラシを見ただけでも、うちがこういう対象世帯になったときには詳しい説明を聞かないととてもじゃないけど理解できないと感じたところなんですけれども、そういう苦情は出てきてないものですか。

○議長（後藤 隆夫） 上下水道課長。

○上下水道課長（森 俊彦君） 現在のところ、議員のおっしゃるとおり直前の説明は行っておりません。その中で苦情といいますか、それもまだ来ておりませんが、年度当初に

当該年度の工事予定箇所につきましては、先ほどおっしゃいましたように「お知らせかなべ」と一緒に工事予定箇所の地図を各戸に配布しております。その中で、地区より御要望がございましたら、地区説明会等を開催していきたいと考えております。

○議長（後藤 隆夫） 8番、矢野友子議員。

○8番（矢野 友子君） 8番。先ほどもちょっとお尋ねいたしましたが、その接続がまだそんなに高い率でない。この下水道接続普及推進員というような方がいらっしゃるとお聞きしてるんですけども、どのような活動をなされているのでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 上下水道課長。

○上下水道課長（森 俊彦君） 上下水道課長。現在、下水道接続普及推進員は、2人一組で未接続の世帯を訪問して下水道の必要性を説明し、接続していくようお願いしております。

○議長（後藤 隆夫） 8番、矢野友子議員。

○8番（矢野 友子君） 8番。その方たちは身分証明書というか、その名札というか名刺というか、そういうものは持って訪問されてらっしゃるのでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 上下水道課長。

○上下水道課長（森 俊彦君） 上下水道課長。はい、職員と同じ名札と、高鍋町下水道事業従事職員証を携帯しております。

○議長（後藤 隆夫） 8番、矢野友子議員。

○8番（矢野 友子君） 訪問の際には、パンフレットなり、きょうは私たち何々が下水道の接続についてのお願いに伺いましたというような、そういうチラシなりを持って訪問されてらっしゃいますか。

○議長（後藤 隆夫） 上下水道課長。

○上下水道課長（森 俊彦君） 上下水道課長。パンフレットは持参して訪問しています。なお、下水道事業推進に関する訪問についてという文書、これも持って回っております。

○議長（後藤 隆夫） 8番、矢野友子議員。

○8番（矢野 友子君） 8番。そういう質問したのはですね、実は高齢者の方でしたけれども、そういう方が訪問されて、言葉だけで説明というか、きょうは下水道の接続お願いに参りましたというようなことを、文書は一切いただかずに、そういう言葉だけで言われて、何のことか全くわからなかったというようなお話をちょっと伺ったものですから。

やっぱり日中はどうしても高齢者の方の留守番が多いと思います。ぜひぜひそういうきちんとした文書を持って、きょうはこういう人が見えたんだけどというような話し合いにつながるようにしていただきたいと思いましたので、そういう質問をさせていただきます。

先ほどの直前の説明会がなされていないということで、これも高齢者の方ですが、工事が完了した時点で、負担金、下水道事業受益者申告書という用紙が送られてきた。で、氏名、捺印を押さなくちゃいけない。どういうものだろうかというような御相談がございました。

見せていただきましたところ、もう平米なんか印字されているんですけども、一番困られたのがですね、受益者負担金について、「あなたの希望されます納付方法に丸印を記入してください」という箇所があるんですね、これ。で、納付方法1、5年分一括納付、2、1年分一括納付、3、毎期分納納付、4、口座振替納付、口座振替納付を希望されます方は、口座振替申請書を提出してくださいというような文書でございますが、その金額は載ってないんですね、その負担金の。負担金の金額がないのに納付についての選択をしてくださいというのを、どういうことだろうかといって大変心配されて相談に見えたんですが。工事完成後には、この下水道事業受益者申告書というのは郵送されてきたと、たしかその方はおっしゃいましたけれども、そういうシステムになってるのでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 上下水道課長。

○上下水道課長（森 俊彦君） 確かに議員さんのおっしゃるとおり、私も手元に持っておりますが、金額についての記載はございません。この申告書につきましては、本来の目的としまして、受益地の地番、地目、面積、受益者、金額は確定しないんですけども納付方法を確認していただくものであります。

負担金の額につきましては、この裏面にありますが、こちらのほうに土地の面積掛ける375円とだけ記載してあり、それを提言させてもらうということになるかと思いますが、こういうことでその内容につきまして、上下水道課にお問い合わせ等がありましたら、こちらのほうでその旨を説明しまして、このくらいになるというようなことでお教えしております。

○議長（後藤 隆夫） 8番、矢野友子議員。

○8番（矢野 友子君） 8番。今のお答えのとおりだと思います。申告書はただ正確を期する平米なんかの問題だと思います。

それでしたらですね、これ1枚だけじゃなくて、もう1枚裏面ではなく、もう1枚つけていただいて、あなたの負担金としては375円掛けた幾ら幾らになります、その金額の納付方法はこういう方法があります、どれを選択していただきますかというような、やっぱり丁寧な説明が必要ではないかと思うんですね。1枚の申告書に、特に印鑑をつく申告書に、簡単に納付の選択とか、裏面のほうを見てください、それで計算してくださいというのは、どう考えてもちょっと不親切だと私は思います。これはこれであれですけども、やっぱりもう1枚納付についてというような、そういう丁寧な説明書なりお願いなりが私、必要ではないかと、そういう相談を受けて思ったものですから、この質問をさせていただきました。ぜひそういう取り組みをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 上下水道課長。

○上下水道課長（森 俊彦君） 上下水道課長。今後、これを確認していただくということで、これはうちの土地と違うというようなこともございますけども、この申告書の記載してある面積等についてはこのくらいの金額になりますということではお知らせするよう協議してまいりたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 8番、矢野友子議員。

○8番（矢野 友子君） 8番。ぜひそのような親切な取り組みをお願いしたいと思います。それでなくても昨今も高齢者に対するいろんな注意事項というか、高齢者をねらういろんな訪問販売での詐欺というか、そういうものが多発している社会情勢ですので、高齢者の方にもきちんとわかるそういう訪問なり説明なりをお願いして、私の質問を終わらせてもらいます。

○議長（後藤 隆夫） これで矢野友子議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、13時から再開をいたしたいと思います。

午前11時48分休憩

午後1時00分再開

○議長（後藤 隆夫） 携帯電話等はまたマナーモードのほうよろしく願いをいたします。それでは、午前中に引き続き、一般質問を行います。再開をいたします。

日程第1. 一般質問

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員の質問を許します。

○3番（池田 堯君） 3番。それでは質問をしたいと思います。前回いたしましたときよりかは傍聴者が多く、張り合いがございます。（笑声）2点について、通告に従いまして質問をしたいと思います。

まず1項目目、尾鈴畑かんにつきまして、壇上での質問を行います。

県営事業の鬼ヶ久保工区と染ヶ岡工区の事業計画概要の公告がまだないが、どのような理由のもとになのかを伺いたしたいと思います。なお、詳細質問は、県営事業の開始時期、2つ、開閉栓方式で事業を行うのか、3つ、土地改良区は連合方式なのかという点は発言者席にてとり行います。

2項目目、事業団の避難牛につきまして、壇上での質問を行います。

今回の特例は、本県の和牛を守るためにはやむを得なかった措置であろうが、国家的危機管理上では問題になる事案であり、本町においても例外は認めたくないという経過報告書の中に明記しているが、この件につきまして、本町はどのようにそのとき対処されたのか伺いたしたいと思います。

また今でもこの特例といいますか、本町においては例外という案件に関して、例外であるというふうに理解しているのか、再度伺います。あとは発言者席にて詳細質問をしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。お答えいたします。

まず土地改良事業についてであります。県営事業のおくれた主な理由につきましては、農産物の安値など地域条件が整わず、地元協議が進展しなかったことなどあります。今

後、地元負担金の割合を決定し、県営事業にかかる地元関係者の同意取得に入っていきたいと考えております。また事業手法につきましては、現在検討中でありますので、近いうちに結論を出して、地権者の方々にお示ししたいと考えております。

土地改良区については、鬼ヶ久保、染ヶ岡地区の地域性を考慮しますと、現在の改良区を維持したまま連合方式で実施するのが望ましいのではないかと考えているところであります。

次に、家畜改良事業団の種雄牛避難についてであります。このことについては、県の判断で種雄牛の避難が実施されたものであり、町といたしましては、避難の直後に、避難は法に抵触するのではないかと県に申し入れを行ったところであります。なお、現在では、農林水産省も避難による種雄牛の保護を特例として認めているところであります。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 3番。それではですね、私の、勝手に従いまして、2項目目から質問をしていきたいと思っております。

今町長がお答えになりました例外は、その避難当時においては例外ということを県に申し上げたということで、私が先ほど壇上で申し上げた、今はどう思っているのかという質問には今の答弁では答えていないと思っておりますので、再度伺いたいと思っております。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。先ほど申しましたとおり、移動した時期において、県に対して抵触するのではないかとということをお申し立てしておりますが、県からは何もそれに対して返答して来ておりませんので、私としましてもそれは抵触するものは抵触すると。しかし、国県が同意をされてやったことでありますので、私はそれ以上のことは申しておりません。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 3番。2問目で具体的な回答が得られましたけども、再度お尋ねします。現在においても、前例は認めないということ、その1点につきまして御答弁願いたいと思っております。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 先ほども申しましたとおり、私が認めないと申しても県、国がそのようにされたんですから、もう私としては仕方ないのかなということでおります。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 3番。先ほど午前中、岩崎議員の質問の中におきまして、町長は法を守らなければならないということをおっしゃいましたが、ここで今聞いた結果、前例は認めたくないということイコール違法であるということですよ。それに対して、刑法では、地方公共団体及び公務員は告発案件を知り得た場合においては告発しなければならないとあるんですよ。違法であるという認識がありながら、なぜ告発なり行政訴訟なりされないんですか。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。先ほど申しましたとおり、国県とが同意されてやられたことですので、私としては訴訟等起こす考えはございません。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 3番。それはですね、町長、違うんですよ。前例を認めたくないという言葉自体違法だと、言いかえればですね、そうなんです。だからこそ私は告発なり行政訴訟しなければならないんじゃないかと言っとる。町長の答弁は、国が認めた、県が認めたからいいなんて、理屈はここじゃ通らんです。違法な状態のものに関してどうするのかということを知っておるんです。話が矛盾するんじゃないですか。違法を認めながら片一方じゃ何もしないと。町長を含め、公務員たるものは、先ほど言った状況の中において、知り得た以上はしなければならないとあるんですから、じゃないんですか。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 私はですね、先ほどから申しますとおり、告発はいたす気持ちはございません。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 3番。そこまで言い張って私と問答したって同じでしょうけども。まあ町長の見解はわかりました。矛盾した見解ですね、これは。

それでは、詳細質問のところに入りたいと思います。

今回口蹄疫が発生しまして、法定受託事務者というものが県であるということですよ。この法定受託事務者は、口蹄疫に関して、どのような措置を施さなければならなかったのか、お伺いたします。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。家畜伝染病予防法においては、第62条の4の規定で、第3章の家畜伝染病の蔓延防止にかかわる法第13条から第35条までの事務を受託と。また口蹄疫対策特別措置法においては、第28条の規定により、第4条、車輛の消毒、第5条、患畜または疑似患畜の死体の焼却又は埋却の支援、第6条、患畜等以外の家畜の殺処分等の事務の受託を受けています。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 3番。今課長が読み上げられた条文ですね、わかっております。漏れておるところが、今回法定受託事務者、県にあったんじゃないですか。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。

○議長（後藤 隆夫） 暫時休憩をいたします。

午後1時12分休憩

.....
午後1時13分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開をいたします。

産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。家畜のいわゆる処分につきまして、いわゆるその事業団関係のもので事を行わなかったのではないかという御指摘でございますが、このなぜ行わなかったかについては、県等にお聞きしますと、一定の条件を付されてその移動についてお答えなされていると。そのような中で、地域の生産者団体等からもそのような同意がされているというようなことで、先ほど町長が申されたとおりの行動がなされたというふうを考えているところでございます。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 3番。きょうですね、ここに傍聴席に課長が言われた畜産農家に同意をもらったという関係者の方がおられる。その方曰くですね、同意はしてないぞという事なんですよ。これは同意は本町がとったわけではなく、県がとったんだから、県とすれば同意をとったという答弁を、県からもらって今お答え願ったんですよ、県の見解ですね、これは。課長ね。

それからこの避難をしなければならない日にちですね、公式というか、私が5月14日現在で経過報告書の中でもらっておる報告書の中では、13日ということですよ。で、口蹄疫は4月の20日に発生したんですね。その段階において、本町も移動制限区域にその後指定されたですね。なぜ5月の13日でなければいけなかったんでしょうかね、それは県に伺われましたか。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。県内外より、その種雄牛保護の陳情書、嘆願書が多く寄せられ、宮崎牛の今後の復興のためにも必要と判断し、農林水産省と協議を行い避難を決定しましたと報告を受けています。

また5月13日に避難したのは、4月20日の発生以来、各感染拡大の区域が南下する中、5月当初から陳情書や嘆願書が寄せられるようになり、それから協議、調整、準備を進め、13日になったと聞いております。

ちなみに、先ほどの同意の件であります。児湯農協長、児湯養鶏養豚部会長、それから児湯農協は高鍋町肉用牛部会長、それから肥育部会長さんの印鑑が5月12日付ということで聞いております。また日向市農協、それから西都市農協等も同様な同意書を提出しておられると、中身そのものについては確認しておりませんが聞いております。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 3番。それでは、事業団の口蹄疫の発生日時ですね、それをお答えください。

そして本町のだれがどのようにして本町の段階においては確認をしたのか。それはどのような形で確認をしたのか、そこを伺いたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。事業団の疑似患畜の発生日時につきましては、県からの報告では5月14日12時ごろに症状の疑われる肥育牛が確認されたと聞いております。

確認はだれが確認をしたのかという問いについてですが、5月14日、18時30分、家畜保健所長より産業振興課総括補佐に、家畜改良事業団の肥育牛の中に疑似患畜の可能性があるとこのことで電話連絡がありました。殺処分等にかかわる協議の申し入れが同時にありました。

どのような形で確認をしたのかということでございますが、同日の19時50分、役場産業振興課において、町長、副町長、総務課長、産業振興課長、産業振興課両補佐、産業振興課全係長で県畜産課課長補佐、家畜保健所長、県畜産課職員から現状の報告を受け、写真判定により疑似患畜との判断を下す旨の説明がありました。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 3番。説明があったという中で、写真判定において疑似患畜を確認したということですが、先ほど私がお尋ねしたのは、本町において何で確認したのかというのは、私は写真を見たかということをお尋ねしたかったんですが、そこはどうですか。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。写真等物的なものについての確認はできておりません。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 3番。それではですね、はっきりしましたね。本町においては事業団の疑似患畜発生の実状写真、現物写真という判定はしてない。ただ県の家畜保健所長による報告のみにおいて確認したということですね。

それでこの日時の問題なんです、地元説明会を行われとるんですよ。それで私が持っているこの資料は、きのう中村議員も質問されたと思いますが、別紙1というところに、事業団の発生は5月13日となっております、私が5月の14日まで協議会に来ております。それで私は14日に午後発生したということで、次の日、15日、25日の議員協議会には自粛して出席しておりませんので、14日の経過報告書とは、丸々日にちが1日ずれとるんですよ。これはどういうことなんですか。

○議長（後藤 隆夫） 暫時休憩をいたします。

午後1時22分休憩

.....

午後1時23分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開いたします。

産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。別紙1と申されるものは、この経過報告

書、この5月14日の分であれば、この中の詳細説明の中には、これ5月14日のこと
でございます。（発言する者あり）先ほど13日というお話がございました。

○3番（池田 堯君） 13日に発生したと現地説明資料の中にはあるんです。私がもら
ったのは5月14日に経過報告書の中においては14日午後が発生し、新たな報告を受け
たということです。それと丸一日違ったということです。現地説明資料というのは染ヶ岡
地区の公民館長はじめ事業団の前におられる3人の方たちに配った資料です。

○産業振興課長（長町 信幸君） 公式にはこの資料の中にありますとおり、5月の14日
の12時半に家畜改良事業団後代検定センターから肥育部門について、様子のおかしい牛
があるとの連絡があったということで、家畜保健所長と検査課長が訪問をし、肥育牛5頭
のうち4頭に口蹄疫の症状が見られたというふうに聞いております。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 3番。違うんです、課長。私は今課長が述べられたことは、5月
の14日にあなたが議員協議会で説明された段階でもらっておるんです、それはそのとお
りなんですよ。だけど私が言っておるのは、現地説明会資料の中に、さっき言った公民館
長初め、5月13日になっておるかと、これいかにと聞いておるんですよ。

○議長（後藤 隆夫） 暫時休憩をいたします。35分に再開をいたします。

午後1時25分休憩

.....

午後1時35分再開

○議長（後藤 隆夫） それでは再開をいたします。

産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。先ほど御指摘の5月13日の件でありま
すが、大変申しわけありませんでした。実はこれはこの別紙1の日付のみが間違ってお
りまして、ここを5月14日として御理解いただけたら他の経過報告書との整合性が出てく
るものというふうに考えております。よろしくお願いします。（「議長、休憩」と呼ぶ者
あり）

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 3番。まあそのように答えられるだろうとは思っておりましたが、
今ほかの議員からも、特に中村議員、きのうですね、中村議員がこの点に関しては質問し
とるんですよね。で、私も中村議員ときのお話をしまして、けさもお話して、その点に
関してはきのう認めたということの中村議員と私は確認しております。その段階が必要で
あるということであれば、議長におかれましてテープを起こしていただき、この件を確認
していただきたい。ましてや、訂正であるとならですよ、きのうの段階が。なぜきょうの
冒頭に訂正をしないんですか。この場に及んでですよ、ちょっとおかしいんじゃないです
か。

議長、きのうの中村議員の答弁のテープを確認していただきたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 暫時休憩をいたします。

午後 1 時35分休憩

.....
午後 2 時08分再開

○議長（後藤 隆夫） それでは再開をいたします。

只今、議会運営委員会を開きましたので、委員長代理の報告を求めます。副委員長の報告を求めます。16番。

○議会運営委員会副委員長（時任 伸一君） 議員運営委員会の協議の結果を御報告します。

委員長の中村議員が自分の一般質問の当事者、この同じ内容だったものですから、かわりまして副委員長の私が事実関係を、テープを今聞きまして確認をしたところです。その御報告をいたします。

5月、この資料は産業振興課のほうから各議員に回った資料です。皆さんお手元にお持ちだと思います。別紙1、5月13日午後というふうになってますが、どうやらこの日付が間違ってたんじゃないかということの中村議員御自身も、補佐とか課長と、ほかに質問の中でも確認をしているようですが、間違いはないということで訂正がされてません、テープの中の産業振興課長の回答を聞いておりまして一切ありません。

ところが事実関係が複雑になりまして、13日と14日ではかなり中村議員の質問の仕方も変わったと本人が申し出ましたので、なるほどそれでは日にちの特定だから物理的といえますか、時間的間違いですので、その点を産業振興課長、13日の午後12時半だったのか、この別紙が間違っていて5月14日の午後12時半だったのかを回答していただければ事実が判明すると、このように思いました。（「違うよ」と呼ぶ者あり）違う。

○3番（池田 堯君） 副委員長、私が先ほどですね、その後の一般質問の中において議会運営委員会を開かないかんような状態をひきおこすことは、はなはだおかしいですよ。私何遍も経験しておりますけど。私は先ほど質問の段階で――。

議長に、きのうの中村議員のテープを起こしてください、事実関係をどうですかということをお願いただけだから、あなたが課長に答弁をどうのこうのということは。

○議会運営委員会副委員長（時任 伸一君） ああ、それは。

○3番（池田 堯君） 越権行為もはなはだしいです。

私が一般質問しとるんですよ。あなたは議会運営委員長と、副委員長としてですね、事実だけを述べればいいんですよ。

○議会運営委員会副委員長（時任 伸一君） はい、それでは訂正いたします。今の文言は訂正いたします。

資料としては13日になっております。中村議員の質問、それに対する回答、議場外での確認、いろんなことがあったようですが、それは一切の変更とか訂正は中村議員に対してもなかったということだけを確認しました。

以上でございます。

- 議長（後藤 隆夫） 以上で、議会運営委員会の報告を、副委員長の報告を終わります。
- ここで議会運営委員会の報告に対して、産業振興課長の答弁を求めます。（「違うがや」「それはできない」と呼ぶ者あり）あんた質問しよったがね。「だから議長の言い方が違うでしょう」と呼ぶ者あり）訂正をいたします。3番、池田堯議員よろしくお願いいたします。（発言する者あり）産業振興課長。
- 産業振興課長（長町 信幸君） 5月13日、14日ごろの資料が多数ありまして、その中の現地説明資料という部分に添付してありました別紙1という資料の中で日付を間違っておりました。事実については、皆様にお渡ししてあります経過報告書のとおりの実の流れでございます。大変申しわけありませんでした。
- 議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。
- 3番（池田 堯君） それでは先ほども申し上げましたように、これはこの場で取り消すべき問題ではないということをおさき指摘しましたな。それで、この文書は現地に行かれて説明されたんですが、現在これは現地説明会の中で公民館長を初め何人かの方に話されたと思いますが、これは生きとりますよね、まだ。回収されましたか、それとも訂正をされましたか。
- 議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。
- 産業振興課長（長町 信幸君） 日付の間違いについては先ほどの御指摘で初めて気がついたような次第で、現地に配布したもの等の訂正なりがしてありません。
- 議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。
- 3番（池田 堯君） これ私に対して訂正したってだめですよ、こりゃ。現場に行って渡した人たちに訂正せん限りは、これは事実関係として残りますよ。
- そこで、なぜ私がこの13日か14日かと言うと、傍聴者の中で大概皆わかっておられると思いますけども、13日の日に6頭が避難したんですね。この現地説明資料の段階からすれば、発生したやつを逃がしたということになるわけですよ。だから非常に、この1日という問題は問題も問題なんですよ。今回の避難牛の一番の問題点ですね。ネックですよ、これは。訂正云々に関しては、とりあえず議事録に残りますから、これでよしと。
- 次ですね、道路封鎖をどこが要請をして、家伝法15条による段階ですね、封鎖。制限及び封鎖、いつ、だれが、町のだれに15条を適用しろと言ってきたのか伺います。
- 議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。
- 産業振興課長（長町 信幸君） 県道高鍋美々津線の封鎖はいつであるかという御質問に対するお答えであります。5月5日18時20分ごろ、児湯農林振興局畜産担当リーダーより産業振興課農林農村担当補佐に電話がありました。本課の指示により道路管理者との調整と規制にかかわる要因がそろい次第、通行規制を実施する旨の説明がございました。
- 議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。
- 3番（池田 堯君） 5月5日の結果はどうなったんですか。

- 議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。
- 産業振興課長（長町 信幸君） 結果としましては当日 8 時半から道路の交通規制を行い、あるいは消毒作業を行ったところでございます。
- 議長（後藤 隆夫） 3 番、池田堯議員。
- 3 番（池田 堯君） はっきり申し上げて、15 条を突如 5 月 5 日の日には施行したんですか。
- 議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。
- 産業振興課長（長町 信幸君） ここの 15 条で申す、書いてあることについては通行の遮断ということで、私が今説明申し上げましたことは通行の規制ということで、通行をとめるものではなかったということでございます。（発言する者あり）そうでございます。
- 3 番（池田 堯君） どこであったんですか。
- 産業振興課長（長町 信幸君） えっ。
- 3 番（池田 堯君） 5 月 5 日の消毒ポイントはどこであったんですか。
- 産業振興課長（長町 信幸君） 消毒ポイントにつきましては、高鍋町家床 10 号線から分かれましてところの上がり口、それから俵橋から家畜改良事業団に向かう 10 号線のところの入り口、それから農業大学校東側通浜方面から家床方面に入っていくところのところというふうに聞いております。
- 議長（後藤 隆夫） 3 番、池田堯議員。
- 3 番（池田 堯君） 経過報告書の中には 5 月 11 日にも要請があったということですよ。それはわかっておられますな、振興局から。そのときに家伝法使われたのが、15 条を使われたのが 11 日の日ですか、確認します。
- 議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。
- 産業振興課長（長町 信幸君） 5 月 11 日の 9 時半、児湯農林振興局から農業大学校南口から東西の町道を封鎖したいとの連絡がございました。建設管理課長と協議をし、封鎖について承諾をいたしたところでございます。
- 議長（後藤 隆夫） 3 番、池田堯議員。
- 3 番（池田 堯君） 農業大学校南口という町道は具体的に、もう少し具体的に説明をお願いします。
- それと、なぜ 11 日に遮断したのか。理由を伺います。
- 議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。
- 産業振興課長（長町 信幸君） 南口とは——この道路自体が農業大学校と家畜改良事業団に挟まれた遮断をする部分位置に存在します。先ほどの県道と接続をするものです。南口とは——ちょっと説明しづらいところですが、東西に走っている道路でございます。
- 議長（後藤 隆夫） 3 番、池田堯議員。
- 3 番（池田 堯君） 東西に走っておる道路、これは川南町境の農業大学校の敷地内に入る道路ですか。（「違う」と呼ぶ者あり）それはちょっと違うんですか、私はあの近く

にありますが、あつこで封鎖をしている状況があったのですかな。私が認識しているのは改良事業団前の10号線に至る高鍋美々津線の間、これを15条適用で遮断したんじゃないですか。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 私どもの町の立場から申し上げれば、建設管理課長と協議ができるということは町道しかないというふうに考えております。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 私は、この交通遮断においては県からの要請がどこにあったかということですよ。それは農業大学の南口というところ——私ちょっとわかりませんが、なぜこれを聞くかという、先ほどの13日か14日かという問題に返るわけですよ。普通この15条適用は発生した段階において道路遮断をするということですよ。72時間、24時間、72時間ですか。1日24時間3日間ということですよ。

これをどこの道路にしる、事業団のそばでやることは間違いないですよ。それで、なぜこの11日に遮断しなければならなかったのか、県から要請が来た段階において、理由は何じゃったんですか、明確に。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 定かに何例目が近くで疑似患者としてわかったからという、その例目について記憶にございませんけれども、家畜改良事業団近くにおいて発生をしたので、種雄牛等守るため御協力いただきたいというようなお申し出であったというふうに思っております。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 課長が思っておるだけで、県からの指示は覚えてないということですか、理由は。理由なしに遮断処理ということで県だから、下請的な市町村だから、はいって受けるんですか。私、課長覚えておられると思うが、この交通遮断の段階において私と話したですね、電話で。

今回この避難牛、口蹄疫に関して、県は3つの例外を使ったということですよ。だから、これでその3つの例外——後で聞こうと思ったけども、その3つの例外今お答えください。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 3つの例外のうち、まず1つ目が種雄牛の移動であったと思います。それから2つ目に72時間を超える道路封鎖、それから——もう一つちょっと忘れております、済みません。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 今課長が明確にお答えくださいましたよね。道路封鎖に関する72時間を例外だということですよ。ということはですよ、これは重要な問題だと思えますよ。県は理由もなしに封鎖したと。これは事業団の避難がなされるのが13日と。近くに発生があったということは、これは私が確認しちよる中においては10号線から西側、

要するにトロンの坂をとんとん上がって、事業団の農業大学の西側に発生したというときなんですよ、こりゃ。

いわば南下をし、北上する段階で広がったですね、これは。ということは、事業団の西側に発生したということは、何かとすれば一緒に発生しとるはずなんですよ、事業団も。でなければ最初に私が問うたように、4月20日に発生しておるのに何で5月13日まで逃げんかったかという疑問がわくです。宮崎県の財産である種雄牛であれば即逃げないかんわけですよ。それを逃げてない。発生したから逃げたんじゃないんですか。

その裏づけが道路封鎖の家伝法15条適用、それをあなたは例外じゃと言われましたよな、1回目の例外。それが如実に事業団が県が種雄牛を逃がす段階においては発生してたということにならんでしょうかね。

町長も壇上での質問では違法であったと認めとるんですよ。町長、今の質問聞いてどうですか。（発言する者あり）

○議長（後藤 隆夫） 3番。

○3番（池田 堯君） それではですね、課長に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 道路封鎖の要因の事例について私のほうで記憶がなかったもので、明確な御返答ができません。今確かに議員がおっしゃるとおりの流れの中にあつて、事業団としてそこで口蹄疫が発生していたかどうか私にはわかりませんが、そういう中でそういう道路封鎖の要望が県からあつたということは間違い——口蹄疫が広がっていく中で、あつたということだけは間違いのないこととさせていただきます。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） それではですね、時間もどんどん過ぎますので、事業団の段階で13日であつたか14日かであつたか定かでないが、その日のうちに郡市で飼われておつた5頭のうちの4頭が発生して殺処分したということですよ。これは特措法が成立していない段階、家伝法上で殺処分ができるんですか。これはだれが指示して——指示してというか県がしたんでしょうけども、県に聞けと私は言いましたよね。根拠は何ですか、これ。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 確かにその特措法は6月4日でございますから、従前の農家に対する殺処分の場合には抗体検査等を受けて、確実にウイルスが感染しているということを確認した上で処分するわけでございますが、県としてはこのように回答をいただいております。

早急に殺処分し、感染を広げないために、抗体検査の結果を待たず写真判定により疑似患者と判断し、家畜伝染病予防法第16条に基づき処分をした。

と言われております。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 県も勝手のいいときは家伝法を使うんですな。すばらしいですな、

県も。法律を使い分けてですね。それがこの55頭種雄牛がおったんですね。先ほども申しましたように6頭が逃げたですな、13日か。これ49頭が残ったですよ。私は49頭もつぶされたもんじゃないかと思っちゃったが、なぜ残ったんですか。これ県に聞かれたでしょ。答弁願います。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 種雄牛46頭残した理由はという御質問でございます。県に確認しましたところ、疑似患畜の出た肥育牛の牛舎、現場後代検定センターと種雄牛の牛舎、種雄牛センターは完全に分かれており、飼育担当者及び使用機材も別々であったため別の農場という判断で残していたが、国より関連農場であるとの指摘があり協議を行い、関連農場として後日殺処分を行ったと聞いております。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） これは報道等で報道された内容そのものですよ。それでは、14日か13日かわかりませんが、殺処分に従事した防疫員は宮崎県の職員なのか外部から来た防疫員なのか。

それと、埋設作業に従事した作業員は県職員なのか、違うのか。そこは聞いてくださいと言っておきましたよね。お答えください。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 殺処分に従事した職員ということでございますが、事業団の殺処分については県の職員で対応されています。ただし、埋設にかかわる重機等のオペレーターについては、県より建設業協会に依頼されて実施したというふうに聞いております。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） それでは、今後もし口蹄疫が本県で発生した場合は、国と県は特例を使うのかと県か国に聞いてくださいということを通告しておきましたが、どのような回答があったのかお答えください。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 今の御質問に対しましては、今後は口蹄疫等の家畜伝染病の発生を防止することが先決であり、再び発生した場合に種雄牛の避難を行うかどうかはわからないという御返事でした。高鍋町としても再び発生をしないための防疫対策の構築を最優先に注ぐよう県に要望していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 今の回答は国か県なのかわかりませんが、いろいろ問題指摘される中において、大分見解が変わってきたなと思いますよな。このようなことがたった3カ月ぐらいの間に起こってくるという状況は、ちょっと異常ですよ。この特例を設けること自体ですよ、宮崎県知事にも元赤松農林水産大臣にも法的権限がないんですよ、一切。

ただ単なる両者の政治決着でしかないわけですよ。

町長、県知事と農林大臣の、私が言う政治決着であるか否かということはどう思われますか、町長。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 私としましては農林大臣とはお話をしておりませんが、県知事に對しましては、やはりそういった法的なこととかはちゃんと説明責任がつくようにしてくれということは申し入れてあります。

○3番（池田 堯君） 政治決着じゃないですかと問いちよる。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 政治決着じゃと言われますが、私としては県と国の両方で話し合いをしてやっていたもんだと思っております。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 県知事と時の大臣が話しおうて、その結果で法律を覆してもいいというようなことはないんですよ。何もかも法律にのっとったことにおいてしなければならぬんですよ。でしょ。

町長もさっきも言いましたように、岩崎議員の中においては法にのっとって行わざるを得ないと言われたんだから、私は政治決着だと思いますね。違法じゃと認めていただいておりますんじゃから最初から。そうじゃ池田が言うこっちやとってくださいよ。どんげですか、もう一度。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 私としましては先ほどから申してますとおり、政治決着とかいうことは私たちは中に入っておりませんので、国と県が話し合っただけの事だということしか申せません。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 町長も、難儀ですな。それでは、さきの宮日の報道の中において、県が国に対して補償金を要求された結果、断られたということは宮日の報道でありましたが、これも県に聞いてくださいと理由をです。国に聞いてくださいということをおっしゃいましたが、どのようなことで国が補償金を県保有の牛、豚には出さんと言ったんでしょうかね。どうですか。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 補償金という言葉の何かちょっと使いづらいものがありますので説明をいたしますと、手当金と奨励金に分かれております。患畜等については手当金、それからワクチンを打ったものについては奨励金という区分がされております。その中で一色単にひっくるめての表現として、県からのお答えの中に財産の保障という面が大きいですが、早期の通報、発見への奨励金の意味合いもあります。蔓延防止の受託事務者になる県に補償金を支払うのはおかしいとの見解というふうに御説明をいただいたところ

です。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） これは新聞にも書いてありましたが、法定受託事務者である県が通報を怠ることはあり得ないというふうに書いてあったですね。今課長が答弁された中において、通報を怠るということも一つの原因であるということですね。通報を怠ることということとはあり得ないということですね。通報を怠った事実は県にはあるんですか。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 通報を怠ったという意味合い、そういうことではなくて、この手当金なり奨励金そのもののねらいが通報を怠らないようにするための手当金であり奨励金であると。したがって県は受託事務者であるので、当然ながらそういうことはあり得ないという前提に立っているんで、そういう意味でのこういう手当金、奨励金を支払わないという発想だというふうに考えております。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） それでは、口蹄疫避難牛に関してはこれで終わりたいと思います。続きまして、尾鈴畑かんにつきまして詳細質問をしたいと思います。

先ほど壇上での質問に関しまして、町長は経済的理由等があったということでおくれているということですよ。そこで、事業の開始時期はもう口蹄疫が発生して多少混乱を来している状況ではありますが、どのような日程になっておるでしょうか、現在の段階。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 具体的な日程については、今のところ決めておりません。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 具体的な日程をまだ決めてないじゃですよ、ちょっとおかしいですよ。総括でも申し上げましたように、21年度において県単事業に対して町単独予算を計上しているんですよ。それからしても2年ものということですよ、ちょっとおかしいと思うが。口蹄疫において日程が立ちませんという答弁であればすな、よしとしたんですが。どうですか今のは。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 確かに地元農家等から提出された請願等も採択をされ、これからというときにこのような口蹄疫が発生をした関係上、現状では見通しが立ってないということでございます。ただ、国のダム建設等が24年には終了する予定でございますから、それらにあわして県営事業を行うとすれば余り時間がないと。方向性を定めるのは今年度ぐらいではないかなと事務的には考えておるところでございます。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） そこで町長に伺いますが、課長の口からありましたさきの議会で負担軽減に伴う請願というものがかろうじて可決されたということがあります。この件に関しまして一度も公式の場で、この請願採択に関して町長に御意見を聞いておりませんの

で、この請願採択に関してどのように思っておられるのか。今後当然請願採択されたんですから、今後どのように取り計らいをしていただくのか答弁願います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） どういう判断をするのかということでございますが、染ヶ岡は大體基盤整備等が全部済んでおりまして、後は水を引くだけということでございますので、一ツ瀬の経緯もございますので、そういった面、まだ今現在検討しながら進めているところでございます。先ほど議員も言われたように口蹄疫で担当課等がいろいろ疲弊しておりますので、近いうちに今年度中にはちゃんとした方向性を出していきたいと思っております。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） そこで推進をしていただくということでありますので、時の流れとして川南本体であれ、大淀左岸であれ、鹿児島県当たりでの改良事業にしても、この川南がとっております開閉栓方式というのが常道となっておる状態ですよね。私も先の議会で町長が県知事と状況を陳情された段階において、副大臣の見解、県知事の県営事業の方針というものが明確に開閉栓方式をうたっておられるんですね。

私は請願を採択されたから申し上げるのではないんですが、現実論として県営事業を進めるためには開閉栓方式をとらんと同意がとれんと思うんですが、先ほどの答弁からしてなかなかお答えにくいとは思いますが、とっていただけないでしょうか、どうでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 先ほども申しましたけど、まだ地元の地権者ともそういった小さな細かなとこまでの詰めができておりませんので、また重々お話をして、判断をしてまいりたいと思っております。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） それではお染ヶ岡管理組合のほうに、町長に早くお会いしろということをお願いしたいと思っておりますので、そのときにはよろしく取り計らいお願いしたいと思っております。

3番目のこれ問題であろうと思いますが、本体の川南地区のほうは混乱を来しておる状況の中で、本町においては連合を望んでおるといふうに土地改良区等からの声を聞くんですが、川南町との段階で今のところ3町でつくっております促進協の段階でもどのような話し合いがなされ、どのような進捗状況にあるのか。教えてください。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 土地改良区、尾鈴土地改良国営事業分及び県営事業分の管理に関することについて、その管理を土地改良区がするという事になって、国の概要報告の中ではそういう形を出しております。したがって、どのような土地改良区のありようにするかというところを断続的に県等と協議をしております。

今議会中も県のほうと、例えば先ほどお話しがありました連合とは、どういう問題点なりよい点があるのかなどということ協議をしている段階でございます。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） それでは連合を行えばメリットとして、特に本町における小丸川土地改良区にどのようなメリットがあるのか具体的に教えてください。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 1に小丸川土地改良区の運営費の20%をこの染ヶ岡地区から入ってきております。そういう意味で、小丸川土地改良区の経営上のことがあります。

それから、染ヶ岡地区におきましては、染ヶ岡地区農地保全特殊整備事業というような形で事業を実施し、基盤整備を実施したその関係の土地改良区を小丸川土地改良区で、今度例えば、尾鈴土地改良区という形で用水専門の土地改良区ができましたときに、下の基盤整備部分をどのように管理していくのか。土地改良区が、尾鈴土地改良区がやってもらえるものかどうかというような問題がございます。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） それでは仮称でありますけども、川南工区の中で尾鈴土地改良区の段階においては、本町が連合を望むという場合になったとき、尾鈴土地改良区にはデメリットとしてどのようなことが起こるんですか。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 幾つかのシミュレーションをしております。一つに尾鈴土地改良区内の事業等の変更を行うときに、小丸川と連合を起こした場合には小丸川全域の木城高鍋の小丸川参加の土地改良区の組合員の同意取得も必要になってくるということなので、事務的に煩雑になるということは申し上げることはできると思います。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 町長も認識をされておるとは思いますけども、染ヶ岡地区におきましては水を望んでおるという状態にありますので、できる限り早く県営事業に着手していただくよう要請をしたいと思います。

以上で、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） これで池田堯議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。15時5分から再開をいたします。

午後2時55分休憩

.....

午後3時05分再開

○議長（後藤 隆夫） それでは、再開をいたします。

日程第1. 一般質問

○議長（後藤 隆夫） 次に、14番、春成勇議員の質問を許します。

○14番（春成 勇君） 14番。第3回定例会、最後の一般質問になります。同じような質問になるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

今回の口蹄疫では、畜産農家の方は大変な思いをされたと思います。口蹄疫の発生は、10年前、2000年3月25日に宮崎市に35頭、北海道に715頭、4農家で740頭が6月9日に殺処分され、移動制限が全面解除されたそうです。このときは、豚に侵入しなかったことは幸いしたとのこと。

2010年、今回の口蹄疫の結果を見ますと、4月20日に、第1例目に都農町で発生し、川南町、えびの市、高鍋町、新富町、木城町、西都市、都城市、日向市、宮崎市、国富町、5市6町に口蹄疫が蔓延いたしました。

7月4日は、宮崎市292例目で、県内では最終の感染になります。牛3万7,118頭、豚16万2,174頭、ヤギ、イノシシ、17頭、計19万9,293頭が殺処分されました。

7月17日、高鍋町の種雄牛6頭が殺処分され終了、7月27日に非常事態宣言全面解除になり、全面解除後、公共施設の開放の運びとなりました。その後、堆肥の処理をし、9月17日から観察牛を入れ清浄性を確認するため検査をし、抗体検査はすべて陰性だったそうです。

今回の口蹄疫では、畜産業者以外でも影響が出ています。非常事態宣言等による外出、イベント、学校行事、飲食業、ホテル、宴会、会合の自粛、県内への観光、出張、県産品の購入中止、宮崎県関係者の立ち入り禁止、公共工事の発注延期に伴う資金繰りの不足など大変な被害が出ています。

農林水産省の口蹄疫対策検証委員会は、国と県は発生自治体の首長や農家からワクチンの同意を得るのに手間取った。畜産業の今後は勉強会などを開催し、農家の基礎知識を向上させることが前提としている。

また、殺処分、埋却のおくれを感染拡大の要因に挙げ、県の獣医師だけではなく、作業に熟知している民間の獣医師を十分に活用し、牛や豚など産業動物に関する獣医療対策の強化が必要との見解がありました。このようなことがまたいつ起きるかわかりませんので、今回の体験を生かし、口蹄疫の防疫に最善を尽していただきたい。今後どう対応していくのか伺いたい。

次に、第5次高鍋町総合計画について。

1、将来の交通網の整備はどのように進めていくのか伺います。

2、農業用水路の改修工事について。切原地区では高速のそばの水路の崩壊が見られ、中鶴地区では素掘りの側溝の状態であります。商店街では、葉のいとうからファッションマエダの側溝のふたが鉄板になっています。コンクリートのふたに改修できないか伺います。

3、南九州大移転後の対策について伺います。このことは1番、10番議員が質問いた

しましたが、再度答弁を願います。

4番、老朽化が進んでいる町営住宅の今後をどう考えているのか伺います。

5番、農工商連携による第6次産業について伺います。

6番、広域行政の各事業の現状と今後の推進について伺います。

あとは発言者席にて質問いたします。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。お答えいたします。まず、口蹄疫の発生から現在及び将来に向かってどう対策するのかについてであります。発生当初より畜産農家へ消毒の徹底の依頼や、県と連動して消毒ポイントの設置を行うほか、口蹄疫の状況によりイベント中止をするなど対応を行ってまいりました。これらの対応が万全であったかどうかについては、県のほうでこれから検証を行っていくことであり、その結果、防疫対策のマニュアル等も策定されるものと考えております。本町につきましても、防疫対策の検証をし、非常時における対応が万全な体制で対応できるようにしてまいりたいと考えております。

次に、交通網の整備はどのように進めていくのかについてであります。都市計画道路である小丸川田線が本年度で完了する予定であります。今後は、費用対効果、財政状況等を勘案しながら、都市計画道路としての整備路線を選定してまいりたいと考えております。また、国道・県道の拡幅については、引き続き国・県へ要望を行ってまいりたいと考えております。

次に、農業用水路の改修についてであります。要望等がありましたら、現地調査を行い、地元水利組合と協議しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、南九州大学の跡地利用についてであります。現在、大学内部に跡地利用の検討会議を設置され検討を進められておりますが、結論には至っておらず、白紙の状態であると伺っております。また、大学側と跡地利用に関する話し合いの場は設けておりませんが、情報交換は随時行っているところであります。

なお、大学跡地では、現在も二つのゼミが残って研究が行われており、また、都城キャンパスではできない実習などが行われるなど、今後2年間は利用されるとのことであります。今後、大学の検討委員会の推移を見守るとともに、町からも県や企業に対し働きかけを行ってまいりたいと考えております。

次に、老朽化が進んでいる町営住宅の今後についてであります。平成21年度に持田団地の建て替え工事が完了したところであります。今後の建て替えにつきましては、長寿命化計画を作成しなければ、補助事業の対象事業とならないので、長寿命化計画を策定し検討してまいりたいと考えております。

次に、農工商連携による第6次産業についてであります。現在黒木本店との連携による酒米づくりに取り組んでいるところであります。今後、6次産業化に向けて取り組めるものはないか、検討してまいりたいと考えております。

次に、広域行政の各事業の現状と今後の推進についてであります。広域行政につつま

しては、西都・児湯1市5町1村で構成し、広域市町村圏計画の実施にかかる連絡調整を図ることを目的に設置した西都・児湯広域市町村圏協議会を中心に、事業の広域連携を進めてまいりました。しかしながら、近年の市町村合併の進展等により、広域行政圏を取り巻く環境は大きく変化してきたところから、国においてこれまで都道府県が圏域を設定し、行政機能の分担等を推進してきた広域行政圏施策を廃止し、中心市の機能と周辺市町村の機能が協定によって有機的に連携し、定住のための暮らしに必要な諸機能を総体として確保するとともに、自立のための経済基盤や地域のほこりを培い、全体として魅力あふれる地域を形成していくことを目指し、定住自立圏構想要綱が制定されました。本町につきましても、一部事務組合における業務内容の一層の充実や効率化に努めるとともに、各分野における広域連携について、既存の枠組みにとらわれない連携のあり方と可能性について今後とも検討してまいりたいと考えております。

○議長（後藤 隆夫） 14番、春成勇議員。

○14番（春成 勇君） 14番。2000年に発生したときの口蹄疫のマニュアルは、資料として残っているのか。また、今回はそのマニュアルをもとに協議をされたのか伺います。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。口蹄疫のマニュアルとしては、高鍋町には存在しておりませんでした。埋却方法等、事態が動いていく中での未定稿でのマニュアル的なものの御指導をいただいたところでございます。

○議長（後藤 隆夫） 14番、春成勇議員。

○14番（春成 勇君） 14番。4月20日の第1例目になる前に、1カ月前に口蹄疫が発生したといううわさがありましたが、そのようなことはあったのか伺います。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。経過報告にありますとおり、4月20日という事実以外にそのようなことについては聞き及んでいません。

○議長（後藤 隆夫） 14番、春成勇議員。

○14番（春成 勇君） 14番。畜産農家の方が感染防止のため交通規制を早くやってほしいとの要望があったが、できませんでした。道路封鎖は市町村で判断し、素早くやるようにしないといけないが、どのような考えなのかお聞きをしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。家畜伝染病予防法により、疑似患畜と判定され、あるいは患畜として判断されてから、72時間埋設等が終了するまでの間しか交通遮断についてはできないというふうになっております。

○議長（後藤 隆夫） 14番、春成勇議員。

○14番（春成 勇君） 14番。高鍋町では26例ありまして、全部の合計は約3万3,000頭殺処分されました。試掘から終了まで早いところで3日、遅いところで

36日かかっています。平均は16日間です。疑似患畜が発生した場合、すぐに埋却することで感染を防止するのが一番よいとのことですが、埋却地の同意取りには大変な苦勞をされたと思いますが、高鍋町内では将来埋めるところは少ないのではないかと思います。ほかの市町村とも協議をし、町外も視野に入れて埋却地の確保を考えないといけないのではないかと伺いたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。確かに埋却に非常に手間取ったという事実がございます。お申し出のとおり、防疫体制を防疫をきちっと行うためには、早急な処分が必要だということは十分認識をしておりました。しかしながら、同高鍋町の一経営体当たりの発生頭数等を考えてみますと、他の地域にない発生、経営体ごとの頭数でした。そのようなこともありまして、まずは埋却用地そのものが見つからない。そして、見つかったとしても、今度は地域の住民の皆様の同意がとれないというような状況がございました。そこで、議員御指摘の本町内には埋却用地がないというようなお話でございますが、できますならば他町へというお話ですけれども、今度はそういう患畜なり疑似患畜を輸送いたしますと、関係畜産農家、道路沿線上の畜産農家の方々に御迷惑をかける可能性があるというようなことで、今回の埋却作業の中でもそのようなことがございましたけれども、なかなかその遠い地域に埋却するということは困難であろうと思います。

また、特措法のほうでも牛舎の隣接地に埋めなさいということで、6月4日の特措法でも改めて記入がしてあることを申し添えたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 14番、春成勇議員。

○14番（春成 勇君） 14番。高鍋町では観察牛は現在何頭ほどいるのでしょうか。

また、観察用の豚は現在何頭いるのか伺いたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。17日付で4戸の農家に対しまして、計10頭入っております。4戸のうち2戸が牛の農家、2戸が養豚農家でございます。いずれも肉用のホルスタイン種を入れてあります。

それから、22日が3農家、予定として21頭ということで聞いておるところでございます。当然ながら、農業大学校、あるいは農業高校等にそれ以前に3頭ずつ入れてあります。

○議長（後藤 隆夫） 14番、春成勇議員。

○14番（春成 勇君） 14番。口蹄疫の風評被害の現在の状況はどのようなものなのか伺いたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。いろいろな風評被害等があったというような御報告を聞いてるところでございます。農産物におきましては、具体的に申し上げるならば、焼酎用の甘藷について、焼酎工場への持ち込みを断られた事例等ございます。そ

のほか、具体的に承知しているものはございません、現状ございません。今後、予定されております慰霊祭等を過ぎまして、落ち着いたころになって調査等、検証等を行っていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（後藤 隆夫） 14番、春成勇議員。

○14番（春成 勇君） 14番。畜産農家は消毒や防疫作業は、口蹄疫が発生する以前は消毒とか防疫は行っていたのか伺いたと思います。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。防疫対策を行ってる畜産農家もありましたし、特に養豚農家等においては、非常に繊細な防疫対策はやっておられたと聞いております。和牛の繁殖農家等においては、養豚農家等に比べると、そういう意味では防疫対策が弱かったのかなというふうには感じているところでございます。

○議長（後藤 隆夫） 14番、春成勇議員。

○14番（春成 勇君） ぜひ全部の農家にやっていただきたいなと思っております。

次に、民間の種雄牛6頭が殺処分されましたが、町としては、どのような考え方だったのか伺いたしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。今民間の種雄牛という意味合いのお問い合わせでございますが、先ほどの3番議員の御質問の中にもありましたけれども、種雄牛といえども、官も民もないと。基本的なスタンスについては町長が申し上げたとおりでございます。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 14番、春成勇議員。

○14番（春成 勇君） 14番。風評、自粛などでいろいろな業種の売り上げが減少しましたが、金融支援の状況はどうだったのかお伺いいたしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。口蹄疫発生以来、町内の商業関係の方々等から中小企業等の融資制度を利用する方がありました。それは口蹄疫による売り上げ減ということでございます。申しわけありません、件数等について、現状数字を持ち合わせておりません。確かにあったことは事実でございます。

○議長（後藤 隆夫） 14番、春成勇議員。

○14番（春成 勇君） 14番。畜産農家の口蹄疫後の雇用維持はどうしているのか伺いたしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。それぞれ農家ごとに対応が違います。経営体ごとという申し上げのほうが雇用されているところでは法人経営等が多いので、正しいかと思っておりますけれども、雇用継続されてるところ、一時的に雇用をやめられたところ、

多様なやり方があるようです。

○議長（後藤 隆夫） 14番、春成勇議員。

○14番（春成 勇君） 14番。プレミアム券の現在の状況はどうなっているのか伺いたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 政策推進課長。プレミアム券につきましては、うちのほうがちょっとしましたので、お答えいたします。

状況と伺いますか、1週間ぐらいで完売したと聞いておりますが、實際上回収がどうなっているとか、まだ先がありますので、その状況等についてはもう完売したということのお答えになろうかと思えます。

○議長（後藤 隆夫） 14番、春成勇議員。

○14番（春成 勇君） 14番。以上で口蹄疫の質問は終わりますが、4月20日に始まって現在に至っております。今回は国、県、町、関係機関との連携に不十分だったと思っております。口蹄疫は違うパターンがまた出てくる可能性がありますので、柔軟に対応してほしいと思えます。

以上で、口蹄疫の質問を終わります。

次に、高速道路が開通し、以前よりも竹鳩橋の利用がふえているようにあるが、架けかえの現在の状況はどのようになっているのか伺いたいと思えます。

○議長（後藤 隆夫） 建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 秀則君） 建設管理課長。竹鳩橋の架けかえの現状でございますけれども、今国へ架けかえの要望は毎年行っている状況でございます。竹鳩橋が国道でなく町道のため、国による架けかえは非常に厳しい状況でございます。現在、竹鳩橋等整備促進期成同盟会では、県道昇格に向けての要望を行っている状況でございます。

○議長（後藤 隆夫） 14番、春成勇議員。

○14番（春成 勇君） 14番。高鍋インターが開通し、竹鳩から川田に向かうもぐり橋を小丸橋のような橋にしていだきたい。町道小丸川田線も本年で完了予定であります。竹鳩から川田、小丸に接続できれば最高だと思っております。この橋は何度も国・県に要望していますが、実現できていません。開通をきっかけに住民挙げての要望書を出し、国・県を動かすような働きかけをしたらどうか、現状でのもぐり橋では、子供たちの通行が危ないと思えます。ここ数年で大淀川では一つの橋ができれば次の橋をつくっている。また、一つ瀬川でも二つの橋がもうできております。木城、川南、高鍋、新富に協力していただき、早く着手するように望みたいものです。町長、いかがでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。今議員の申されるとおり、木城、川南とは常に一緒になりまして、竹鳩橋等整備促進同盟ですか、を結びましてやっておりますが、なかなか今建設管理課長が言ったとおり、難しい問題がございますので、じっくりと腰をすえてかかって

いかなきゃならないかなと思っております。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 14番、春成勇議員。

○14番（春成 勇君） 14番。次に、国道10号線堀の内から家床まで渋滞しているようですが、どのような要望を行っているのか伺いたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 秀則君） 建設管理課長。国道10号の要望についてでございますけれども、国への要望につきましては、4車線化の要望を行っている状況でございます。現在、国のほうでは下永谷工区、それから、堀の内工区、高鍋大橋歩道橋、それから家床工区の歩道設置、それにゆずり車線設置の事業に着手していただいているところです。

また、渋滞の要因となっております下屋敷交差点の拡幅につきましても、引き続き要望していきたいと思っております。

○議長（後藤 隆夫） 14番、春成勇議員。

○14番（春成 勇君） 14番。農業用水路については、地元水利組合としっかり協議し、町民が納得するよう方向性を示していただきたい。

次に、南九州大学移転後の対策については、私も何回も質問をし、今回も1番、10番の議員も質問をされました。再度質問いたします。南九州大学に携わった下宿、アパートに関し、過去の質問で検討するとの答弁があったが、現状はどうか伺いたいと思っております。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。過去の答弁で、町が支援できることがあれば検討してまいりたいと答弁をしておりますが、これまでアパートや下宿経営者からの直接的な相談がないため、具体的な要望が把握できておりませんので、検討が進んでない状況であります。

また、今回の大学移転により、アパートや下宿経営者の方々が大きな影響を受けておられるのは認識をしております。特定の事業者のみを支援していくことは大変難しいのではないかと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 14番、春成勇議員。

○14番（春成 勇君） 14番。特定の事業者のみの支援は難しいとの答弁ですが、南九州大学に携わったオーナーたちの声は、南九州大学の跡地利用が無理であれば、せめて固定資産税の減免をしてほしいという要望がありました。どうでしょうか、町長。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 先ほど税務課長が申しましたので、詳細についても一回担当課長より答弁をいたさせます。

○議長（後藤 隆夫） 税務課長。

○税務課長（田中 義基君） 税務課長。先ほど10番議員の御質問にもお答えしましたと

おり、現在の税法それから町税条例の規定におきましては、減免あるいは軽減の非課税の対象というものにはなり得ないと判断しております。

○議長（後藤 隆夫） 14番、春成勇議員。

○14番（春成 勇君） 14番。町営住宅の耐震診断はされているのか伺いたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 秀則君） 建設管理課長。町営住宅の耐震診断についてでございますけれども、耐震診断は昭和56年以前に建築された建物が該当いたします。現在耐震診断を行っているのは、防衛省の補助事業で行えた学校関係の施設しか行っておりません。今後は、先ほど町長が答弁いたしました長寿命化計画の中で検討してまいりたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 14番、春成勇議員。

○14番（春成 勇君） 14番。耐震診断で悪い数字が出た場合、建て替えの考えはあるのか伺いたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。先ほども今課長が申しましたように、長寿命化の診断の中で建て替えるのか、どういう方法があるのかを検討してまいりたいと思っております。

○議長（後藤 隆夫） 14番、春成勇議員。

○14番（春成 勇君） 次に、素材を確保し販売、サービスにつなげる第6次産業は、黒木本店との連携で進展しているところであるとの答弁ですが、雇用を拡大するためには必要なことだと思っております。高鍋町ではこのような事業者がたくさんできるよう支援をいただきたいが、いかがでしょうか。町長。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。前にも地場産業の何ですか、新製品なんかを開発するのが項目があって取り組んでおったんですけど、なかなかそういった業者がやっていただきませんでした。今度の場合、お芋、それから米、麦等、黒木焼酎屋が取り組んでおりますので、そういった面で何かできることはないかということを検討してまいりたい。また、うちの課と、それから関係農協、それから商工会議所ともそういった面でお話し合いをしてまいりたいと思っております。

○議長（後藤 隆夫） 14番、春成勇議員。

○14番（春成 勇君） 14番。最後に、町長答弁の中で広域行政圏施策を廃止し、定住自立圏構想を制定するとの答弁でしたが、どのように変わっていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 広域行政の各事業の現状と今後の推進ということですが、広域行政につきましては、西都・児湯の1市5町1村で今構成しております。広域

市町村計画の実施にかかる連絡調整を図ることを目的に設置しておりますが、この事業につきましては、今までずっとそういう広域事業を連携して進めるというスタンスで進んできておりました。しかしながら、近年の市町村合併の進展などによりまして、広域行政圏を取り巻く環境と申しますか、が大きく変化しておりまして、国におきまして、これまで都道府県が圏域を設定をしておりました行政圏域の分担等広域行政の関係ですけれども、を廃止しまして、中心市の機能と周辺市町村の機能が協定によって連携していくという定住のための暮らしに必要な諸機能を確保していくというような定住自立圏構想というふうに変ってきております。

本町につきましては、一部事務組合とか業務内容の一層の充実ということから、そういう効率化に努める部分については、広域的に連携をしていくというふうに検討してまいりたいと思っておりますが、この西都・児湯広域市町村圏という考え方について、当然変更が生じるものというふうに考えております。

○議長（後藤 隆夫） 14番、春成勇議員。

○14番（春成 勇君） 14番。以上で質問を終わります。

○議長（後藤 隆夫） これで春成勇議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

○議長（後藤 隆夫） 以上で本日の日程はすべて終了をいたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

なお、議会運営委員会の委員は、50分に御集合をください。議長室のほうへお集まりをいただきたいと思います。

午後3時40分散会
